

DIO

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

第32巻第7・8号通巻349号

連合総研レポート

2019年7・8月号
合併号

No. 349

CONTENTS

特集

国際労働運動の発展とILO活動

ILO（国際労働機構）と韓国の労使関係

キム・ドンウォン……………4

ILO100周年ードイツと世界の未来にとっての重要性

Carolin Vollman …………… 11

ILO結成100周年に寄せてー労働側理事の私的回想ー

中嶋 滋……………18

第108回ILO総会に参加して

逢見 直人…………… 24

寄稿

巻頭言……………2

緩やかに続く物価上昇と高齢者

視点……………3

〈特集解題〉

ILOという鏡に映るそれぞれの国

九段南だより……………28

もう一つの統計問題

ー「99.8%」に潜む統計未整備ー

最近の書棚から…………… 29

駒村康平・田中聡一郎 著

『検証・新しいセーフティネット
ー生活困窮者自立支援制度と埼玉県アス
ポート事業の挑戦』

今月のデータ……………30

高齢者による事故を減らすために
免許返納を促しつつ自動車がなくとも
利便性を維持できる地域社会へ再編を

事務局だより…………… 32

緩やかに続く物価上昇と高齢者

藤本一郎
連合総研所長

日本銀行が、2013年1月に、「物価安定の目標」を消費者物価の前年比上昇率2%と定め、その実現のために4月に「量的・質的金融緩和」を導入してから、6年余が過ぎた。消費者物価の動向は2%まで加速していないが、2013年以降、それまでと局面が明らかに変わった。2014年4月の消費税率引上げの一時的な影響もあったが、その後も、緩やかな上昇が進行している。

この間の物価動向の特徴をあげると、第一に、生鮮食品の価格が大きく上昇した。2018年と2012年を比べると、22.7%も上昇。またエネルギー価格も、大きな変動を繰り返しながらも、基調的には2005年以降上昇トレンドにある。同じく6年間の比較では5.8%上昇。そのうち電気代は14.1%も上昇した。物価動向を分析する際、月々の変動が大きいとの理由から、生鮮食品とエネルギーを除外したコアコアと呼ばれる指標の動向に注目する。しかし、消費者物価とは家計の生計費の動向を捉えるための指標だ。生鮮食品とエネルギーは生活必需品であり、全体に占めるウェイトも12%と決して小さくない。また近年の動向は全体より高い上昇トレンドを有している。経済政策の最終的な目的が国民生活の安定と向上にあることを考えると、物価についても、両者を含めた全体の消費者物価の動向を注視する必要がある。同じく6年間の比較ではコアコアの4.5%上昇に対し、全体(持家の帰属家賃を除く総合)は6.7%の上昇であった。

第二に、長らく安定していたサービス価格(持家の帰属家賃を除く)も緩やかながら上昇に転じた。中では、医療・福祉関連サービス、教育関連サービスが、消費税率を引き上げた後の2014年4月からの5年間で共に5.4%上昇している¹。

そうした中で、第三に、高齢者世帯ほど、物価、即ち生計費が相対的に高く上昇している。2018年と2012年とを比べると、世帯主が20歳代の世帯は

4.2%の上昇であったが、70歳以上の高齢者世帯では7.7%上昇した。家計の支出構成の違いを反映した結果だ。通信費の低下は、高齢者世帯にとってはその恩恵が相対的に小さい。こうした状況は、当研究所の「勤労者短観」においても年齢別の物価上昇認識の差によって確認できる。

高齢者は、インフレに対して弱い存在である。その理由の一つとして、老後の生活のために蓄えてきた貯金が、インフレによって実質的に目減りする点が指摘される。仮に2%のインフレが20年間続くと、その購買力が2/3に減少する計算になる。この間、預金金利も2%で運用できれば目減りは回避できるが、かつてと違ってそれがどこまで期待できるのだろうか。

そこで、インフレ・リスクに晒された高齢者はできるだけ節約に努めようとするのが考えられる。日本の経済社会に占める65歳以上の高齢者の存在は大きくなってきており、世帯数では45%を占め、個人消費全体においても4割程度を占めるとみられる。高齢者の消費行動が委縮することは、日本経済全体にとっても望ましいことではないだろう。

一方、高齢者の就業率が近年大きく上昇に転じ、働く高齢者も増えてきた。意欲と能力のある高齢者ができるだけ長く働き続けることは、賃金収入を得るだけでなく、高齢者自らがインフレから生活を守る上でも有効である。インフレが生じた場合も、名目賃金はそれに応じて上昇が期待されるからだ。こうした点からも、高齢者の就労しやすい、就労できる環境・状況が拡大していくことが今後も望まれる。50年前は60歳代後半の男性が今よりももっと働いていたことを考えると、まだ可能性、余地はあるはずだ²。

1 公共サービスと一般サービスの合計でみた上昇率。

2 1968年の65-69歳男性の就業率は67% (2018年57%、2012年47%)。

〈特集解題〉

ILOという鏡に映るそれぞれの国

ILO（国際労働機構）設立100年にあたり、ILOと日本、諸外国とのかかわりを通じて、それぞれの国の労働問題について、その課題と展望を探るとともに、あらためてILOに意義やそこに果たしていくことのできる役割などについて考えてみようというのが、今回の特集企画の趣旨である。

「諸外国」といっても闇雲にたくさん寄稿をお願いすることは弊研究所の事務的力量からも無理があるし、この機関誌DIOの紙幅にも限りがある。そこで今回は、日ごろからお付き合いのある韓国とドイツのお二人に、「諸外国」を代表してお願いすることとした。

韓国についてご寄稿いただいた金東元（キム・ドンウォン）高麗大学校経営学教授は、日本、韓国、台湾、中国の労使関係研究者が研究と意見交換を行うために各国のローテーションで開催している「ソーシャル・アジア・フォーラム」で、何かとお世話になっている方である。全世界的な集まりである国際雇用労使関係学会の会長も務められている。

ドイツについてご寄稿いただいたキャロリン・フォルマンドイツ労働総同盟（DGB）本部国際労働組合政策部長は、日ごろから国際労働運動の取り組みで連携・協力している連合本部総合国際局を通じてお願いし、お忙しい中ご快諾をいただいた。

日本とILOのかかわりでは、長年日本の国際労働運動にかかわりILOの労働者側理事も務められた中嶋滋日本ILO協会理事に、日本とILOの過去の経緯と今後に向けた課題を中心にご執筆いただいた。また、今年6月にジュネーブで開催された、「ILO創立100周年成果文書」の討議に参加された逢見直人連合会長代行には、第108回ILO総会での議論と連合の今後の取り組みについて、ご報告いただいた。

金東元高麗大学校経営学教授は、1991年12月に韓国がILO152番目の加盟国となったあたりから現在に至るまでの韓国の労使関係とILOとの関係について、国内の激しい政治の動きとともに見渡していただいている。ILO加盟当時の韓国は長く続いた軍事独裁政権から民主化への動きが労働運動への弾圧とそれへの闘争のなかで行われていたさなかであり、ILOについては主に政権の国際的な承認と認知に関わる民主化への圧力のキーワードとして、登場してくる。発展途上国としての韓国の労働運動がILOを国際社会からの圧力とい

う形で運動の力として、労働者の権利を認めさせてきた経緯が紹介されている。

キャロリン・フォルマンDGB国際労働組合政策部長にご執筆いただいたILOとドイツのかかわりは、まさにILOの歴史、世界の労働運動の歴史そのものである。19世紀半ば、国レベルで最初の労働協約が結ばれたところから始まり、初の世界的な労連である国際運輸労連の創立、第一次世界大戦、11月革命と共和制、共産主義勢力の伸張など、ILO設立以前の状況が紹介された上で、労働者階級の影響力と共産主義の伸張への国際的対応の試みとしてのILO設立について書かれている。第二次大戦を経て現在に至るまで、ドイツとILO関係が世界の運動と歴史への密接なかかわりが明らかにされている。

中嶋滋日本ILO協会理事には、労働者側ILO理事としてのご経験から、ご自身のかかわりの中で感じてこられたILOと日本のかかわりについての課題と今後への思いについて、率直にご執筆いただけるようお願いした。産別書記局出身の初めての理事として国際労働運動にかかわり、その経験を生かしたミャンマーでの民主的労働運動支援の活動、アフリカ生産性セミナーの改革の取り組みなどが紹介されている。また戦後のILO活動強化に対して歴史的経緯や日本の政・労・使それぞれを持つ体質によって、日本が十分な役割が果たしていない状況について、そのもどかしさを厳しく指摘している。

逢見直人会長代行は労働者の権利保護に関わるILOのこれまでの成果に触れながら、フィラデルフィア宣言をはじめとして歴史や時代の節目で重要なメッセージを発してきたことがILO総会の意義であるとし、今回第108回総会の成果として「暴力・ハラスメント条約（第190号）」と「仕事の未来に向けた宣言」（ILO100周年記念宣言）を紹介。この条約と宣言にもとづく連合の取り組みへの逢見会長代行の思いについては、総会で日本の労働者を代表して逢見会長代行が行った演説が寄稿最後に掲載されているので、ぜひお読みいただきたい。

ILOとのかかわりを通じてそれぞれの国の課題が見えた特集になったのではないかと思う。今後の取り組みの一助となれば幸いである。

（連合総研主任研究員 浦野高宏）

ILO (国際労働機構) と 韓国の労使関係

キム・ドンウォン

(高麗(コリョ) 大学校経営大学教授
前国際労働雇用関係学会 (ILERA) 会長)

この原稿の執筆に協力してくれた高麗大学校経営大学のイ・ジェウォン、キム・ミソン 研究員に感謝の気持ちを伝える。

—2019年6月—

今年は、国際労働機関 (International Labour Organization、以下ILO) が設立されてから100周年になる年である。ILOは1919年、各国の労使政を代表する機構で創立され、過去100年間、世界各国の労働問題の解決と改善に大きな影響を及ぼしてきた。特にILOは、労働、人権が十分に保護され、労使関係が成熟した先進国ではなく、労働の分野で改善の余地が多くの発展途上国の労使関係に大きな影響を及ぼしてきた。過去数十年間の発展途上国で高速の経済成長を経た大韓民国も1991年ILOに加入した後、約30年間ILOの影響を直接または間接的に受けてきた。本稿は、1991年に韓国のILOに加入した後の、ILOと韓国の労使関係の相互作用を時系列順に眺望したい。

1. 韓国のILO登録

韓国は1982年から公式オブザーバーの資格でILO総会に参加してきたが、盧泰愚 (ノ・テウ) 政権時代の1991年12月ようやくILOの152番目の加盟国となった。ILOはこれまでUN傘下の16個の専門諮問機関の中で、韓国が参加していなかった唯一の機構であった。1991年9月19日韓国と北朝鮮のUN同時登録が行われILO登録が本格的に推進されて、国務会議のILO憲章受け入れない議決 (1991.10.9)、国会の同意 (1991.11.20) を経て、

ILOの正式加盟国 (1991.12.9) となった。

当時、全斗煥 (チョン・ドゥファン) 軍事独裁を継承した盧泰愚 (ノ・テウ) 政権は、政権の正当性を確保するためにUNとILO登録が切実な状況であった。また、UNとILO登録を通じて、国際貿易で経済大国を対象に輸出がよりスムーズになるという経済的反射利益を狙っていた。しかし、盧泰愚 (ノ・テウ) 政権は、1987年の民主化宣言にもかかわらず、全斗煥 (チョン・ドゥファン) 政府の労働弾圧政策の基調から抜け出せず、労働者の基本権を尊重しておらず、特に、政府に対抗する民主労組系の全教組と全国労働組合協議会 (全労協) への弾圧により、労働弾圧政権のイメージが強く刻印されていた。国際世論では、韓国の軍事政権は、最小限の労働基本権すら否定する政府として知られていて、ILO登録は不可能との見方がほとんどであった。

当時、韓国の労働法は、数十年の軍事独裁政権の労働弾圧基調を受け継いで、国際的な基準の労働基本権を保障していない状況であった。1987年の全国規模の民主化蜂起と労働者大闘争で政治の民主化は徐々に進行していたが、韓国の労働人権については、まだ朴正熙 (パク・チョンヒ) 政権と全斗煥 (チョン・ドゥファン) 政権時代の労働弾圧政策を踏襲していた。当然、ILO登録過程で韓国政府は当時、国際労働基準に違反している韓国の労使関係法を改正しなければならないというプレッシャーを受けることになり、特にILOの基本条約である結社の自由協約批准問

題が争点となった。韓国政府は、ILOに加入した後、条約の批准を積極的に検討することを約束しており、特に、国内法と矛盾する重要な争点である複数労組許容、公務員の団結権保障、第三者の介入を禁止廃止などに関する条約（第87号、第98号、第151号）とILOの他の重要な条約にも、今後前向きに検討することを言及した後、初めてILOに加入することができた。

2. 1990年代前半の民主労働運動とILO

ILO登録にもかかわらず、盧泰愚（ノ・テウ）政権が国内労働法を民主的に整備しないままILO登録が外交的に大きく宣伝になると民主労働運動陣営これに積極的に対抗することになる。つまり、盧泰愚（ノ・テウ）政権が1991年12月ILO憲章の国会批准を経て登録手続きを完了する頃、民主労働運動（全国労働組合協議会と業種別労働組合会議センター）は、全国の労働者の共同対策委員会（ILO共対委）を1991年10月に結成し、ILOの基本条約の批准と労働法改正、つまり国際労働基準に立脚した、国内労働法の整備を求めた。ILO共対委は当時の最大の争点だった複数労組禁止、公務員の基本権の制限、第三者の介入の禁止、団体協約の行政官庁の介入、公益事業職権仲裁条項などの削除などを重点的に要求した。その年の11月には全労協を中心としたILO共対委は6万規模の全国労働者大会を開催して要件を対内外的に宣言した。しかし、盧泰愚（ノ・テウ）政権は、民主労働運動陣営の抗議運動を無視して何の措置を取らなかった。国内での抗議活動が何の成果も上げられないと、ILO共対委は1992年ILOの結社の自由委員会に韓国政府の結社の自由の侵害を提訴した。ILOは、理事会で韓国のILO共対委が提訴した内容を受け入れ、1993年2月に韓国政府に労働法を民主的に改正する勧告をすることになる。

当時全労協は盧泰愚（ノ・テウ）政府が非合法化させた状態であった。盧泰愚（ノ・テウ）政権によって不法団体となった全労協の提訴内容をILOが受け入れたのは、全労協の代表性と正当性を国内外に認められるようになるきっかけとなった。これをきっかけに

ILO共対委は、1994年に民主労働運動の総結集体である全国労働組合代表者会議の「全労」を結成した。この組織は、1995年末に結成された民主労総の母胎となり、当時、国内の民主労働運動の全国的団結を成し遂げるようになった。これらの成果に続き、1995年までに民主労働運動は3回にわたって労働法の民主的な改正についてILOに提訴し、すべてについて肯定的な成果を収めた。しかし、韓国のILO登録と民主労働運動の努力にもかかわらず、ILO結社の自由に関する基本条約批准と、これに符合する労使関係法の改正問題に対する政府の立場は頑なだった。

1993年、キム・ヨンサム大統領が民主的な選挙を経て就任し、韓国の政治体制は軍事政権から文民政府に変わった。キム・ヨンサム大統領当選後も、韓国政府はILOから3回の労働法改正を勧告された。キム・ヨンサム政権は、それまでの独裁政権とは異なり、労働運動の直接的な弾圧は少ない方だった労働関係法の改正については、特別な関心を払っていない。1991年ILO登録後も韓国の労働関係法は、従来と特別な変化はなかった。

一方、韓国ILO協会は、韓国がILOに加入してから4年後の1995年11月ILO理念を私たちの社会に実現するために、労使と公益分野に従事する人々を主軸に設立された。韓国ILO協会は、初代労働部長官でILO加入に尽力したグォンジュンドン会長の努力で結成された。韓国では、ILO地域事務所がないため、ILO協会が国内でILO理念を実践して、国際交流をする役割をしている。韓国以外でILO協会を設置した国は、日本やフィリピンなどがある。

3. 1996年OECD加盟と労働法改正

韓国の労働法改正は、最終的に1996年12月OECD加盟を契機に画期的な変化を迎えることになる。当時、キム・ヨンサム政府はますます大きくなる国際化の波に積極的に対応するために韓国政治、経済、社会体制を世界の舞台に開放化するための「グローバル化」宣言をし、その一環として、1996年に先進国クラブである経済協力開発機構（OECD）加入を推進した。OECDへの加入は、韓国が発展途上国を抜け出し、名実共に先進国の一員

として成長したことを示す大きな外交的成果として記録されるはずであった。しかし、OECDへの加入は、韓国の労働弾圧的な要素が残っている労働法の問題で、一部の加盟国が反対をし、その結果、OECD加盟するかどうかの不透明な状況であった。つまり、政府の立場では、労働弾圧国のイメージを脱してOECD加盟を達成するために、労働関係法の改正が避けられない状況だった。最後に、キム・ヨンサム政府はOECD加盟を控えてILOをはじめとする国際社会の圧力により、労働基本権を先進国レベルに変えると約束して、1996年12月12日OECDに加入することになる。

このような状況をよく知っていた民主労働運動陣営労働法の改正の大きな期待を持っていた。しかし、キム・ヨンサム政府は、既存の保守的な労働政策の枠組みから抜け出せずにOECDとの約束と国民の熱望を見捨てる決定をすることになる。つまり、1996年12月15日、当時の与党だった新韓国党の国会議員をこっそり動員して労働基本権を形式的のみ伸長させ、実質的にはむしろ制約する一方、雇用の安定性を悪化させる方向の労働法改悪案を奇襲的に通過させてしまい、民主労組運動の要求はかなりの部分は無視された。すなわち、複数労組許容は5年猶予され、第三者の介入は労使の要請がある場合のみに限定した。また、整理解雇制とフレックスタイム制が導入され、専従者賃金支給禁止と休業無賃金とストライキ時の代替労働許可まで立法に含まれた。これらの結果は、民主労総はもちろん、ほとんどのサラリーマンたちに大きな失望と怒りをもたらし、その結果、民主労総はゼネストを宣言しゼネストは翌年1月18日までに延べ200万人を超える労働者が参加した。このゼネストは韓国史上最大規模のゼネストであり、民心は労働法の民主的改正を望むという点を明確にしてくれる一大事件だった。政府は、最終的には労働法再改正を望む民意に屈して強引に通過させた労働法の再改正をしようとするようになる。政府は、労使間の水面下の交渉を介して、整理解雇制施行2年猶予、専従者賃金支給禁止と複数労組許容5年猶予を合意したが、それでも教員労組の政治活動は不許可対象に残ることになっ

た。この再改正案でも完全に民主的な労働法改正を成し遂げはしなかったが、韓国政府が国民世論に屈してOECDとILOが目指す民主的な方向に労働法を改正した初の事例として認定することができる。

4. 1997～1998年の通貨危機と労使政大妥協

1997年秋のアジア通貨危機に続き、韓国は深刻な通貨危機を経験した。1990年代初頭から貿易赤字が続いている間、キム・ヨンサム政権末期の1997年秋の外国投資家が韓国の金融市場から離脱し、ウォンが急速に2倍近く切り下げられ、失業率は10%以上に高まり、通貨危機を迎えることになる。韓国経済は通貨危機克服のため、国際通貨基金(International Monetary Fund、IMF)の救済金融が切実に必要な状況となった。IMFは救済金融を提供する条件として、韓国の国家競争力にとって最大の障害であると考えられている労働市場の柔軟化を求めた。金大中大統領は、IMFの要求条件を労使合意で達成するために、1997年末、労使政委員会を設置して労使政大妥協を推進することになった。労使政間の紆余曲折の末、労使政委員会は1998年2月6日、「経済危機克服のための社会協約」に合意して整理解雇制と労働者派遣制など労働市場の柔軟化のための制度を実施する一方、労組の政治活動容認と、公務員と教員の団結権許可など労働基本権の伸張を対等交換する合意を成立させる。この大妥協は韓国労働史上初の労使政間大妥協的に大きな意味がある事件だった。しかし、この大妥協の余波で大妥協直後、民主労総の指導部がすべて辞任するなど、労働界は内部的に多くの内紛を経験することになった。整理解雇制度と派遣法は、大妥協直後すぐに導入され、韓国の労働市場は急速に柔軟化され、非正規職の規模は正規職を超えるほど拡大した。一方、当時労使政間の意見を共にした労働基本権伸張はすぐに実施されなかったが、労働界の抗議とILO、OECDなどの国際機関の圧力によって、その後数年にわたって徐々に実現される。つまり、1997年の違法団体だった民主労総が合法化され、また1999年には

公務員の仕事協議会が設置され、さらに同年、全国の教員労働組合が合法化された。2006年には、公務員労組が合法的と認定されることになった。

5. 韓国労使関係の懸案：ILO中核条約批准

韓国のILO登録30年を控えた2019年現在、韓国の労使関係の大きな懸案はILO中核条約の批准である。ILO中核条約は労働権のための最も基本的義務を規定した基準であり、作業場での権利と基本的な原則について列挙した宣言である。1998年に宣言された労働者の権利と根本的原則に関するILO中核条約は、結社の自由（第87号、98号）、強制労働の禁止（第29号、105号）、児童労働の禁止（第138号、182号）、差別禁止（第100号、111号）に合計4つの分野、8つの条約で構成されている。この宣言に記載の4つの基本原則と8つのコア条約は普遍的労働権に関する基本的保証を明らかにしたものである。したがって、ILO加盟国は、個々の契約批准するかどうかにかかわらず、重要な協約を尊重し、遵守し、これらの基本的な条約には、批准のために監視・監督システムに加えて、米批准理由と批准の見通しに関する年次報告書を提出するようにしている。

韓国は近年まで8大中核条約のうち4つを批准していない状況であったが、文在寅（ムン・ジェイン）大統領は選挙公約で、ILO中核条約批准を約束している。これにより、2019年、政府は、米批准条約の4つのうち3つ、すなわち、結社の自由と強制労働に関する第87号、第98号、第29号の批准手続きに着手するという立場を明らかにした。これまでILOで韓国労組法などが結社の自由協約に違反するという複数回の勧告とEUが韓国のILO中核条約批准の努力不十分を理由にFTA紛争解決手続きを踏んでいるということも、政府が重要な条約批准を推進する主要な理由となった。ただし、ILO中核条約は、国内の労働法との緊密な関連性を持っていて、政府が法改正に先立って批准同意案を国会に提出することができるが、最終的には国会の同意があってこそ批准が可能になる。つまり、ILO中核条約批准は労働権の基本的な保証を確認する面

での文脈上、韓国労働三権の実践とも関連している。結社の自由原則に該当する第87号と第98号条約は、大韓民国憲法上の団結権、団体交渉権、団体行動権と直接関連がある。

過去の政府も重要な条約の批准を約束していたが、これは実行されていなかったという点を考慮したとき、今回も批准の実行可能性については懐疑的な見方がある。経営界と野党では文在寅（ムン・ジェイン）政府による最低賃金の急激な引き上げ、労働時間短縮の電撃的施行など、根本的な親労働的な政策が企業の投資意欲を失わせ、企業の海外投資の急増と急速な国内景気の低迷を招いている上に、ILO中核条約の批准まで行われたならば、労働界の交渉力を過度に強化するという懸念を表明し、ILO中核条約の批准に強く反対している状況である。現時点でILO中核条約の国会上程と同意については不透明であり、批准に至るかどうかを即断するのは難しい現状である。

韓国は過去数十年間、急速な経済成長と民主化を同時に成し遂げた国である。1950年代の貧困を脱することができず先進国の援助を受けた国だったが、今では、OECD加盟国で発展途上国に援助を提供する最初の国でもある。しかし、独裁政権による急速な経済発展の陰には、「先成長・後分配」政策の余波による労働弾圧国のイメージが強かった。韓国の労働基本権は、ILOの影響を強く受けて、1980年代以降民主化の進展とともに大幅に伸張された代表的な事例として記録されるだろう。現在ILO中核条約の批准が不透明な状況だが、長期的には韓国の労働基本権は、継続的に改善されると予想される。グローバル化した経済体制の下で、労働基本権のILOとOECD、UN、EUなどの国際機関の役割はさらに大きくなるものであり、韓国も継続的に影響を受けるものと思われる。また、韓国は世界12位圏の経済規模を持っており、ILOにも少なくない負担金を納付しているが、これらの貢献に見合わずILOの職員数が少ないという評価を聞いている。今後このような不均衡も、徐々に改善されることを期待する。

2019년 6월

김동원

고려대학교 경영대학 교수

전 국제노동고용관계학회 (ILERA) 회장

- 이 원고의 작성에 도움을 준 고려대학교 경영대학의 이재은, 김미송 연구원에게 감사의 뜻을 전한다

1

올해는 국제노동기구 (International Labour Organization, 이하 ILO) 가 설립된지 100주년이 되는 해이다. ILO는 1919년 각국의 노사정을 대표하는 기구로 창립되어 지난 100년간 세계 각국의 노동문제의 해결과 개선에 큰 영향을 미쳐왔다. 특히 ILO는 노동인권이 잘 보호되고 노사관계가 성숙한 선진국보다는 노동분야에서 개선의 여지가 많은 개발도상국의 노사관계에 많은 영향을 미쳐왔다. 지난 수십년간 개발도상국으로 고속의 경제성장을 거친 대한민국도 1991년 ILO에 가입한 후 약 30년간 ILO의 영향을 직간접적으로 받아왔다. 본 원고는 1991년 한국의 ILO 에 가입한 이후 ILO와 한국의 노사관계의 상호작용을 시계열순서로 조망해보고자 한다.

1. 한국의 ILO 가입

한국은 1982년부터 공식 참관인 자격으로 ILO 총회에 참석해왔지만 노태우 정권시절인 1991년 12월에야 비로소 ILO의 152번째 가입국이 되었다. ILO는 그동안 UN 산하 16개 전문 자문 기구 중에서 한국이 가입하지 못했던 유일한 기구였다. 1991년 9월 19일 남북한의 UN 동시가입이 이루어지고 나서야 ILO가입이 본격적으로 추진되어 국무회의의 ILO 현장 수락안 의결(1991. 10. 9), 국회의 동의(1991.11.20)를 거쳐 ILO의 정식 회원국(1991. 12. 9)이 되었다.

당시 전두환 군사독재를 계승한 노태우 정권은 정권의 정당성 확보를 위하여 UN과 ILO가입이 절실한 상황이었다. 또한, UN과 ILO 가입을 통해 국제무역에서도 경제 강국을 대상으로 수출이 보다 원활해질 것이라는 경제적 반사이익을 노리고 있었다. 하지만 노태우 정권은 1987년의 민주화선언에도 불구하고 전두환정부의 노동탄압정책의 기조에서 벗어나지 못하여 노동자들의 기본권을 존중하지 않았고 특히, 정부에 대항하는 민주노조계열의 전교조와 전국노동조합협의회(전노협)에 대한 탄압으로 노동탄압 정권의 이미지가 강하게 각인되어 있었다. 국제여론 또한 한국의 군사정권은 최소한의 노동기본권조차 부정하는 정부로 알려져 있어서 ILO 가입은 불가능할 것으로 보는 시각이

2

대부분이었다.

당시 한국의 노동법은 수십년간의 군사독재정권의 노동탄압기조를 이어받아 국제적인 기준의 노동기본권을 보장하지 못하는 상황이었다. 1987년의 전국 규모의 민주화봉기와 노동자대투쟁으로 정치적인 민주화는 서서히 진행되고 있었으나 한국의 노동인권은 아직 박정희정권과 전두환정권시절의 노동탄압정책을 답습하고 있었다. 당연히, ILO가입과정에서 한국정부는 그 당시 국제노동기준에 위반되는 한국의 노사관계법을 개정해야 한다는 압박을 받게 되었고, 특히 ILO 기본협약인 결사의 자유 협약 비준문제가 쟁점이 되었다. 한국 정부는 ILO에 가입한 후 협약의 비준을 적극적으로 고려할 것임을 약속하였고, 특히 국내법과 불일치하는 핵심 쟁점사항인 복수노조 허용, 공무원의 단결권 보장, 제3자 개입금지 폐지 등과 관련한 협약(제87호, 제98호, 제 151호)과 ILO의 기타 핵심협약에 대해서도 향후 전향적으로 고려할 것임을 언급한 후 비로소 ILO에 가입할 수 있었다.

2. 1990년대 전반기의 민주노동운동과 ILO

ILO가입에도 불구하고 노태우정권이 국내 노동법을 민주적으로 정비하지 않은 채 ILO가입을 외교적인 성과로 크게 홍보하게 되자 민주노동운동진영은 이에 적극적으로 대항하게 된다. 즉, 노태우 정권이 1991년 12월 ILO 현장의 국회 비준을 거쳐 가입절차를 마무리할 즈음, 민주노조운동(전국노동조합협의회 및 업종별노동조합회의 중심)은 전국 노동자 공동대책위원회(ILO 공대위)를 1991년 10월 결성하여 ILO 기본협약 비준과 노동법 개정 즉, 국제적 노동기준에 입각한 국내 노동법의 정비를 요구했다. ILO공대위는 당시의 가장 큰 쟁점이었던 복수노조 금지, 공무원의 기본권 제한, 제3자 개입금지, 단체협약에 대한 행정관청의 개입, 공기업 직권중재 조항 등의 삭제 등을 중점적으로 요구했다. 그해 11월에는 전노협을 중심으로 한 ILO 공대위는 6만 규모의 전국노동자대회를 개최하여 요구사항을 대내외적으로 선포하였다. 하지만

3

노태우정권은 민주노동운동진영의 항의운동을 무시하고 아무런 조치를 취하지 않았다. 국내에서의 항의활동이 아무 성과를 거두지 못하자 ILO공대위는 1992년 ILO의 결사의 자유 위원회에 한국 정부의 결사의 자유 침해를 진정했다. ILO는 이사회에서 한국의 ILO 공대위가 제시한 내용을 받아들여 1993년 2월 한국 정부에 노동법을 민주적으로 개정하도록 권고를 하게 된다.

당시 전노협은 노태우정부가 불법화시킨 상태였다. 노태우 정권에 의하여 불법단체가 된 전노협의 제소내용을 ILO가 받아들인 것은 전노협의 대표성과 정당성을 국내외적으로 인정받게 되는 계기가 되었다. 이를 계기로 ILO 공대위는 1994년 민주노조운동의 총결집체인 전국노동조합대표자회의 (전노대)를 결성하게 되었다. 이 조직은 1995년 말 결성된 민주노총의 모태가 되었으며, 당시 국내 민주노조운동의 전국적 단결을 이루게 되었다. 이러한 성과에 이어 1995년까지 민주노조운동은 3차례에 걸쳐 노동법의 민주적인 개정에 대하여 ILO에 제소를 하였고 모두 긍정적인 성과를 거두었다. 그러나, 한국의 ILO가입과 민주노동운동의 노력에도 불구하고 ILO 결사의 자유 관련 기본협약 비준과 이에 부합하는 노사관계법의 개정문제에 대한 정부의 입장은 완강한 편이었다.

1993년 김영삼대통령이 민주적인 선거를 거쳐 취임하면서 한국의 정치체제는 군사정부에서 문민정부로 바뀌었다. 김영삼 대통령 당선 이후에도 한국 정부는 ILO에게서 3차례의 노동법 개정을 권고 받았다. 김영삼정권은 그때까지의 독재정권과는 달리 노동운동에 대한 직접적인 탄압은 적은 편이었으나 노동관계법의 개정에 대해서는 별다른 관심을 기울이지 않아 1991년 ILO 가입 이후에도 한국의 노동관계법은 종전과 별다른 변화가 없었다.

한편, 한국ILO협회는 한국이 ILO에 가입한 지 4년이 되던 1995년 11월 ILO 이념을 우리 사회에 구현하기 위해 노사와 공익 분야에 종사하는 인사들을 주축으로 설립되었다. 한국ILO협회는 초대 노동부장관으로 ILO 가입에 매진하였던 권중동 회장의 노력으로 결성되었다. 한국에는 ILO 지역사무소가 없기 때문에 ILO협회가 국내에서 ILO 이념을 실천하고 국제교류를 하는 역할을 하고 있다.

4

한국이외에 ILO협회를 설치한 국가는 일본과 필리핀등이 있다.

3. 1996년 OECD가입과 노동법개정

한국의 노동법개정은 결국 1996년 12월 OECD가입을 계기로 획기적인 변화를 맞게된다. 당시 김영삼 정부는 갈수록 커지는 국제화의 물결에 적극적으로 대응하기 위하여 한국 정치, 경제와 사회체제를 세계무대에 개방화하기위한 '세계화' 선언을 하였고 그 일환으로 1996년 선진국 클럽인 경제협력개발기구(OECD) 가입을 추진하였다. OECD에의 가입은 한국이 개발도상국을 벗어나 명실상부한 선진국의 일원으로 성장하였음을 보여주는 큰 외교적 성과로 기록될 터였다. 하지만 OECD에의 가입은 한국의 노동탄압적인 요소가 남아있는 노동법 문제로 일부 회원국들이 반대를 하였고 그 결과 OECD 가입 여부가 불투명한 상황이었다. 즉, 정부 입장에서는 노동탄압국의 이미지를 벗어 OECD가입을 달성하기 위하여 노동관계법 개정이 불가피한 상황이었다. 결국, 김영삼 정부는 OECD 가입을 앞두고 ILO를 비롯한 국제사회의 압력으로 인해 노동기본권을 선진국 수준으로 바꾸겠다고 약속하고 1996년 12월 12일 OECD에 가입하게 된다.

이러한 상황을 잘 알고 있던 민주노동운동 진영은 노동법의 개정에 대한 큰 기대를 가지고 있었다. 하지만, 김영삼정부는 기존의 수구적인 노동정책의 틀에서 벗어나지 못하고 OECD와의 약속과 국민의 여망을 저버리는 결정을 하게된다. 즉, 1996년 12월 15일 당시 여당인 신한국당 국회의원들을 몰래 동원해 노동기본권을 형식적으로만 신장시키고 실질적으로는 오히려 제약하는 한편, 고용안정성을 약화시키는 방향의 노동법 개악안을 낚치기로 통과시켜 버렸고, 민주노조 운동의 요구는 상당 부분 무시되었다. 즉, 복수 노조 허용은 5년 유예되었으며 제3자 개입은 노사의 요청이 있을 경우로만 제한했다. 또, 정리해고제와 변형근로제가 도입되었고, 전임자 임금지급 금지 및 무노동 무임금과 파업 시 대체근로 허용까지 입법에 포함되었다. 이러한 결과는

민주노동은 물론 대부분의 봉급생활자들에게 큰 실망과 분노를 가져왔고 그 결과, 민주노동은 총파업을 선언했고 총파업은 다음해 1월 18일까지 연인원 200만 명이 넘는 노동자들이 참여했다. 이 총파업은 한국 역사상 최대 규모의 총파업이었고 민심은 노동법의 민주적 개정을 바란다는 점을 명확히 해주는 일대 사건이었다. 정부는 결국 노동법제개정을 바라는 민의에 굴복하여 날치기로 통과시킨 노동법의 제개정을 시도하게 된다. 정부는 노사간 물밑 협상을 통해 정리해고제 시행 2년 유예, 전임자 임금지급 금지와 복수노조 허용 5년 유예를 합의했지만, 여전히 교원노조의 정치활동은 불허 대상으로 남게 되었다. 이 제개정안으로도 완벽히 민주적인 노동법개정을 이루지는 못하였지만 한국 정부가 국민여론에 굴복하여 OECD와 ILO가 지향하는 민주적인 방향으로 노동법을 개정한 첫 사례로 인정된다.

4. 1997~1998년 외환위기와 노사정대타협

1997년 가을 아시아외환위기에 이어 한국은 심각한 외환위기를 겪게된다. 1990년대 초반부터 무역수지적자가 지속되던 중 드디어 김영삼정권말기인 1997년 가을 외국투자자들이 한국금융시장에서 이탈하며 원화가 급속히 2배가까이 평가절하되고 실업률이 10%이상으로 치솟는 외환위기를 맞게된다. 한국 경제는 외환위기극복을 위하여 국제통화기금(International Monetary Fund, IMF)의 구제금융이 절실히 필요한 상황이 되었다. IMF는 구제금융을 제공하는 조건으로 한국의 국가경쟁력에 가장 큰 걸림돌이 되는 것으로 간주하는 노동시장의 유연화를 요구하였다. 김대중대통령당선자는 IMF의 요구조건을 노사합의로 달성하기위하여 1997년말 노사정위원회를 설치하여 노사정대타협을 추진하게되었다. 노사정간 우여곡절끝에 노사정위원회는 1998년 2월 6일 '경제위기 극복을 위한 사회협약'에 합의하여 정리해고제와 근로자파견제등 노동시장유연화를 위한 제도를 실시하는 한편 노조의 정치활동허용, 공무원과 교원의 단결권허용등 노동기본권의 신장을 맞교환하는 합의를 이루게 된다. 이 대타협은 한국 노동사상 최초의 노사정간 대타협으로 큰 의미가 있는 사건이었다.

하지만 이 대타협의 여파로 대타협직후 민주노동의 지도부가 모두 사퇴하는 등 노동계는 내부적으로 많은 내홍을 겪게되었다. 정리해고제도와 파견법은 대타협직후 즉각 도입되어 한국의 노동시장은 급속히 유연화되면서 비정규직 규모는 정규직을 넘어설 정도로 확산되었다. 반면 당시에 노사정간에 의견을 같이한 노동기본권신장은 당장 시행되지않고 있다가 노동계의 항의와 ILO, OECD등 국제기구의 압력에 의하여 그후 수년에 걸쳐서 서서히 실현되게 된다. 즉, 1997년 불법단체였던 민주노동이 합법화되었고, 1999년 공무원직장협의회가 설치되었고, 같은 해 전국교원노동조합이 합법화되었다. 2006년에는 공무원노조가 합법적으로 인정되게 되었다.

5. 한국 노사관계의 현안: ILO 핵심협약 기준 건

한국의 ILO 가입 30년을 앞둔 2019년 현재 한국 노사관계의 가장 큰 현안은 ILO 핵심협약의 기준이다. ILO 핵심협약은 노동권에 대한 가장 기본적인 의무사항을 규정해 놓은 규범이자 작업장에서의 권리와 기본원칙에 대해 열거한 선언이다. 1998년에 선포된 노동의 권리와 근본적 원칙들에 관한 ILO 핵심협약은 결사의 자유(제87호, 98호), 강제노동금지(제29호, 105호), 아동노동금지(제138호, 182호), 차별금지 (제100호, 111호)로 총 4개 분야, 8개 협약으로 구성된다. 해당 선언에 명시된 4가지 기본원칙과 8가지 핵심협약은 보편적 노동권에 관한 기본적인 보장을 천명한 것이다. 따라서, ILO 회원국은 개별 협약 여부와 관계없이 핵심협약을 존중하고 준수하며 이들 기본협약에 대해서는 기준에 대한 감시, 감독 체계에 더하여 미비준 이유와 기준 전망에 관한 연례보고서를 제출하도록 하고 있다.

우리나라는 근래까지도 8대 핵심협약 중 4가지를 비준하고 있지 않은 상황이었으나, 문재인대통령이 선거공약으로 ILO 핵심협약 기준을 약속한 바있다. 이에 따라 2019년 정부는 미비준 협약 4가지 중 3개 즉, 결사의 자유와 강제노동에 관한 제87호, 제98호, 제29호를 비준 절차에 착수하겠다는 입장을

밝혔다. 그간 ILO에서 우리나라 노조법 등이 결사의 자유 협약에 위반한다는 권고를 여러 차례 한 결과 EU가 한국의 ILO 핵심협약 기준 노력 미흡을 이유로 FTA 분쟁해결절차를 밟고있다는 것도 정부가 핵심협약기준을 추진하는 주요한 이유가 되었다. 다만, ILO 핵심협약은 국내 노동법과 긴밀한 관련성을 가지고 있어서 정부가 법 개정에 앞서 비준동의안을 국회에 제출할 수 있으나, 최종적으로는 국회 동의가 있어야 비준이 가능한 사항이다. 즉, ILO 핵심협약 기준은 노동권의 기본 보장을 확인한다는 면에서 맥락상 우리나라 노동3권의 실천과도 연계되어 있다. 결사의 자유 원칙에 해당되는 제87호와 제98호 협약은 대한민국 헌법상의 단결권, 단체교섭권, 단체행동권과 직접적 관련이 있다.

과거 정부들도 핵심협약의 기준을 약속한 바 있었지만 이것이 실현되지 못했다는 점을 고려했을 때, 이번에도 비준의 실행 가능성에 대한 회의적인 시각이 있다. 경영계와 야당에서는 문재인정부의 최저임금 급격인상, 근로시간단축 전격 시행등 급진적인 친노동적인정책들이 기업의 투자지지를 꺾어서 기업의 해외투자유증 및 급속한 국내경기침체를 가져오는 마당에 ILO 핵심협약의 비준까지 이루어진다면 노동계의 협상력을 지나치게 강화한다는 우려를 표명하고 ILO 핵심협약의 기준을 강력히 반대하는 상황이다. 현재로서는 ILO 핵심협약의 국회상정과 동의가 불투명하여 비준여부를 숙단하기에는 어려운 현상이다.

한국은 지난 수십년간 급속한 경제성장과 민주화를 동시에 이룬 국가이다. 1950년대 빈곤을 벗어나지 못하고 선진국의 원조를 받던 국가에서 지금은 OECD회원국으로 개발도상국에 원조를 제공하는 최초의 국가이기도 하다. 하지만 독재정권에 의한 급속한 경제개발의 그늘에는 신성장 후분배정책의 여파로 인한 노동탄압국의 이미지가 강하였다. 한국은 노동기본권은 ILO의 영향을 많이 받아서 1980년대이후 민주화의 진전과 더불어 대폭 신장된 대표적인 사례로 기록될 것이다. 현재 ILO 핵심협약의 기준이 불투명한 상황이지만 장기적으로는 한국의 노동기본권은 지속적으로 향상될 것으로 예상된다. 세계화된 경제체제하에서 노동기본권에 대한 ILO와 OECD, UN, EU등

국제기구의 역할은 더욱 커질 것이며 한국도 지속적으로 영향을 받을 것으로 보인다. 또한, 한국은 세계 12권의 경제규모를 가지고 있으며 ILO에도 적지않은 분담금을 납부하고 있으나 이러한 기여에 걸맞지않게 ILO 내의 Staff 숫자가 적다는 평을 듣고 있다. 향후 이러한 불균형도 점차 개선될 것으로 기대한다.

ILO100周年 —ドイツと世界の未来に — にとっての重要性

Carolyn Vollman

(ドイツ労働総同盟本部 国際・欧州労働組合政策部長)
翻訳 松井良和 連合総研研究員

国際労働機関 (ILO) の設立100周年を振り返る。ILOの設立とその歴史は、当時のドイツ帝国で起こったことと大きく関わっている。ヴェルサイユ条約、共産主義の伸張、ナチス政権下の労働組合に対する弾圧及び第二次世界大戦も、ドイツの歴史とILOとを特異な形で結び付けている。今日、困難な課題に直面しているILOにとって、ドイツは重要な支援者となった。ILOは構造的な課題に取り組み、また、労働世界に広がる変化にも立ち向かわなければならない。

1. 設立に当たっての政治的な文脈

ILOの設立当時、欧州の封建的社会構造は変化し、労働組合や労働者団体が影響力を持った。1860年代にドイツではすでに、最初の労働運動が組織された。また、国レベルでは最初の労働協約である、1873年の印刷産業一般労働協約といった協約上の規制が初めて締結された¹。1878年の「社会主義者鎮圧法 (Sozialistengesetzes)」の制定により、労働組合を組織することは禁止され、労働組合の組織を強化することは押さえつけられた²。

19世紀後半にはすでに、強力な取引ネットワークを基盤として、いわゆる国際産業別書記局 (Internationale Berufssekretariate) が誕生した³。1896年には国際運輸労連 (Internationale Transportarbeiterföderation) が、現在10ある世界的な労連の最初のものとして創立された⁴。ある国際的な労連の思想は、1901年コペンハーゲンでの欧州労働組合代表者統一会議のものを発展させたものだった。当時、1913年にドイツのカール・レギーンを議長に国際的な労連になっ

た、国際書記局を設立するとの合意があった⁵。

産業化の進展によって、西側世界の多くと同じようにドイツでは労働条件と生活条件が悪化した。児童労働、低賃金、長時間労働、度重なる労働災害、劣悪な健康状態、非人道的な生活条件といったことが日常茶飯事だった。

第一次世界大戦は、供給不足や飢餓に悩まされていた民衆の状況をますます悪化させた。戦争の最終年には、厭戦ムードが高まり、社会的で文化的で自由な生活や、ドイツ帝国全体に及ぶ新たな体制への期待が高まっていた。1918年11月3日のキール軍港での水兵の反乱によって、いわゆる11月革命が始まった。革命と労兵評議会の設立は帝国全土に波及し、その後、皇帝を退位させ亡命に追い込んだ。11月9日にフィリップ・シャイデマンは共和制を宣言し、カール・リープクネヒトは社会主義共和国を宣言した。新たな権力体制は不確かなものだった。その翌月、流血を伴う対立と内戦に近い状況に至り、これは復員軍人が勢いをつけたもので約1200人の犠牲者を支援するものだった⁶。

11月革命の勃発後すぐに、カール・レギーンはドイツでは初めての団体協定に署名した。同協定は特に、革命家による財産接収の脅威に対抗するため、1日8時間制の実現や正当な利益代表として使用者側が労働組合を承認することを内容とするものだった。わずか数年しかもたなかったにもかかわらず、この協定は今でも、ドイツの社会的パートナーの試金石であると認められている⁷。

19世紀の後半にマルクスとエンゲルスの著

作の影響を受けて形成された共産主義勢力は、関心を持ってくれる聴衆として、絶え間なく発展していく労働組合の存在を認めた。もっとも、労働組合自体も政治色を強めていった。アメリカでは1905年に、アメリカ労働総同盟 (AFL) に対抗する、政治的、急進主義的、階級闘争的なものとして、「ウォブリーズ」と呼ばれた世界産業労働組合 (IWW) が設立された⁸。イギリスでも、労働組合会議 (TUC) が政治的な影響力を持ち、今日の労働党の前身である労働代表委員会 (Labour Representation Committee) を設けた⁹。

国際レベルでは、第一次世界大戦の終戦後、共産党の連合体である「コミンテルン」、すなわち第3インターナショナルが、ロシア共産党の強力な影響の下で創設された¹⁰。

2. ILOの設立

ILOの前身である「国際労働者保護立法協会 (International Association for the Legal Protection of Workers)」が失敗に終わった後、ILOの設立は、グローバル化の進展、不均衡と窮乏ならびに労働者階級の影響力、そして共産主義の伸長に国際的に対応する新たな試みであった。

1921年にアルバート・トーマスが言及したように、初期のILOが「率直な人間的な感情を強く刺激し、社会平和への真の期待に¹¹」応えるものだったかどうか、また、他が主張するように、ILOの設立は資本主義体制を保護するために、労働組合運動を制度上明確な形で容認することを表明するものであったかどうか¹²という論争は、今日的な観点からは十分に明らかにされていない。

「世界平和は継続的な、社会的正義に基づく」との理解から始まる、1919年ヴェルサイユ条約の「労働条項」としてILOを設立することは、おそらく次の2つのことを表すものだった。すなわち、公正で平和な世界秩序に向けた努力と政治機構の変革である。

第一次世界大戦の終戦後、国際的な組合運動は様々な政治的潮流に飲み込まれる苦難にあった。さらに、カール・レギーンを通じたドイツの主導権はますます失われていった。1919年2月のベルン会議の際、フランスの労働組合運動家である、フランス労働総同盟 (CGT) のレオン・ジュオーの指導の下、

社会目的とともに国際労働機関の役割について構想を練るに至った。要求の本質にあったのは、年次総会において、政府代表者とともに議決権の半数を労働組合の代表者に認めるというものだった。使用者側の代表を含めることは予定されていなかった。さらに、該当する法領域の国際基準の自動的、法的、拘束的効力と、国際連盟の一部として国際的な最高裁判組織が求められた¹³。

しかし、パリ講和会議の際、特にアメリカの労働組合運動家であるゴンパースが反対の姿勢にあったことから、これらの要求についての言及はなかった。ゴンパースは社会主義政府の伸長によって、労働組合員の連帯において要求される、社会主義政策が世界を支配するリスクを予見した。サンクションを備えたモニタリングのメカニズムの考え方も、パリ講和会議で言及されたが具体化されることはなく、そのため、ILOの組織構造に導入されるに至らなかった¹⁴。

組織構造の点でILOは三者構成をとり、その内部では政府代表者と同数の使用者及び労働者代表の議決権を設けることで合意した¹⁵。

当時でも、効果的でかつ持続的なのは国際的な取組みであることが人々に認識されていたにもかかわらず、「ILOプロジェクト」は同時に大胆な試みだった。世界的に公正な労働・社会基準を作る試みとの関係で、アルバート・トーマスは幻想を与えなかった。アルバート・トーマスは1920年にすでに、次の問題を提起していた。「国際的な監視はどこまで調和的なのだろうか?」と。アルバート・トーマスは、公的価値を高く認められる場合に限って、ILOは成功するだろうという事実を認識していた。さもなければ、ILOは「さしたる権威もない官僚的な機関以外の何物でもない」だろうと¹⁶。

1919年8月のワシントンDCでの初めての国際労働会議では、改革への期待に占められていた。敗戦国であるドイツはILOの創設メンバーではなかったが、最初の国際労働会議ですでに、ドイツを加盟国とすることが決まった¹⁷。さらに、6つの条約が採択され¹⁸、その中には現在でも有効である、営利事業において労働時間を1日8時間、週48時間を上限とする条約があった¹⁹。

3. ナチス萌芽期のILOの役割

その後まもなくして、イタリアのファシズムとドイツのナチズムの影が伸びてきた。1933年3月、ドイツ帝国でナチス政権が労働組合の事務所を襲撃し、自由な労働組合を禁止した当時、ILOの労働者団体は抵抗活動を行った。ドイツ労働戦線の代表者はドイツ帝国の正当な労働者代表としてこの活動を拒絶した。ナチス政権は、感情を和らげて労働戦線の評判を得るため、労働者団体の中で名声が高い労働組合指導者のヴィルヘルム・ロイシュナーに、ドイツ代表団のメンバーとしてジュネーブに行くことを強制した。ヴィルヘルム・ロイシュナーはジュネーブに向かったが、沈黙を守った。彼は労働者団体からの批判に反論もしなければ、ナチス政権のためになろうとしなかった。ドイツ政府の代表団は、労働戦線の代表性を承認されなかったという恥辱から逃れるため早々に退散し、同年、国際連盟とILOから脱退した。その後、ILOはナチス政府に公式に対抗する最初の国際組織となり、団結の自由への侵害やユダヤ人差別を公に糾弾するため、公的基盤を用意した²⁰。ロイシュナーはあらゆる逆境にもかかわらずドイツに戻り、1年間拘留された後、1944年に処刑されるまで地下組織でナチスと闘った²¹。

4. 試金石となったフィラデルフィア宣言

1944年のフィラデルフィアで国際労働会議の参加者らは、第一次世界大戦後の状況と同じように、多くが廃墟と化した世界を見渡していた。人類史上最も残酷で損害を出した戦争の真っ只中であつた。1920年代と1930年代の世界的な経済危機は、過年の全体主義—ナチス体制やスターリン体制—の急進とともにあつた。後にILO憲章の一部となったフィラデルフィア宣言にもこのことが反映されている。1919年のILOの設立趣意書と1944年のフィラデルフィア宣言は、次の3つの点で比較される。

●1944年のフィラデルフィア宣言の第1原則：「労働は商品ではない。」1919年にも、労働は単なる商品とはみられるべきではないとかなり控えめに言及されていたところ、非常に直截なものとなった。この原則は特に、人間を疎外する商品としての労働

力という、マルクス主義的な見方とも関わっている。マルクスは土地や資本と比較して、商品の実際の付加価値を生み出し、商品と同じように資本家が労働者から購入する要素として労働力を認識した。この場合に賃金は、資本家が資本を蓄積することを可能にするため、生み出された付加価値よりも低いものである²²。フィラデルフィア宣言の第1原則はいわば、マルキシズムに対し社会民主的な思想にも言及したものと理解される²³。

●「表現及び結社の自由は、不断の進歩にとって欠くことができない」とする第2原則も、過去10年の全体主義政府の経験を反映したものである。1919年の趣意書は主に、国際レベルの労働条件及び生活条件の改善をILOの目的に挙げる一方、1944年には民主的な基本権も強調されている。

●フィラデルフィア宣言はさらに、国際的な財政政策が社会平和にとって重要であり、ILOの任務だとしている。ILOと、1944年に発足したブレトンウッズ体制、世界銀行、国際通貨基金の協力を導くことが、国際社会の目的であるのは明らかである。こうした協力のための具体的な規制は今日にも存在していない。

第二次世界大戦終結後、ILOは国際的な労働機関の1つとして初めて、ドイツを国際社会に引き戻そうと再び尽力した。1951年、労働者側の強い要請により、西ドイツは改めてILOに加盟した²⁴。1954年にはすでに、ドイツは10ある常任理事国の1つとなった²⁵。ILOは普遍的であろうとし、共産主義政府との対話も行おうとした。ドイツ民主共和国は当初、上手くいく見込みは薄いとして加盟の提案を無視し²⁶、1974年になって初めてILOに加盟した²⁷。ソビエト政府に対して開かれた態度を取ることは特にアメリカの不興を買い、アメリカは1977年から3年間、ILOを脱退した²⁸。

5. スト権を巡る議論

時を超え、労働基本権に関する枠組みとして中核にある労働規範はますます注目され、欧州の機関からも参照されている。2011年の国連ビジネスと人権に関する指導原則の中で

は端的に、労働基本権は「古典的な」人権と国際法上は同等であるとしている²⁹。

こうした展開は特に、ドイツとイギリス陣営を原動力とする使用者団体が、こうした基準を否定する方向へと動かした。原則としてストライキを禁止する共産主義体制は、その意味を失いかねなかった。2012年に使用者らは、結社の自由と協約自治に関する条約は、国際的なスト権を含むものではなく、ILOの基準適用委員会の任務下に置かれると公言した。該当する国の特殊性に応じて条約違反について説明し、今日に至るまで条約に内在するものとしてスト権を導き出した専門家委員会の正当性についても、使用者側から問題が提起された³⁰。

基準適用委員会の任務の継続を可能とするため、2015年に労働者側は譲歩した。第87号条約と第98号条約の解釈は未解決のままである。こうした対立は、ILO内での当事者間の合意に向けたコミュニケーションの中では、労働者側の信頼を大きく揺るがすものだった。

6. 今日の挑戦と明日へのビジョン

ILOは今日、数多くの成果を上げたにもかかわらず、多くの挑戦をしている。ILOは、労働世界のデジタル化による変化、グローバルな産業構造の変化、移民や環境変化に重要な意味があるとし、可能な限り対応しようとしている。他方で、スト権の議論にある制度の間隙、多国間主義の後退、国連のシステム改革、不安定な財政構造、使用者団体の閉塞的な姿勢は、ILOの任務の成功を難しくしている。ILOは、国内の麻痺的状况と問題の多い国外の政治的な文脈の間にある機関であり、そのことを100周年宣言での議論は明らかにしている。

ILOはあらゆる本質的な問題領域をテーマとして取り上げるが、政治的な譲歩や将来に向けた実際の役割分担について述べるものではない。

男女平等、環境変化、移民、社会的保護、人口統計上の変化といった、我々が挑戦する多くの政治領域では、効果的な取り組みがすでに実行されている。そこではかえって、政治的な意思や将来に向けた投資に関わるものが欠いている。100周年宣言は政治を主導し、国家レベルで現状維持を超える機会をもたら

した。

これに対して全く新しい領域となるのは、デジタル化とこれによってもたらされる労働条件、生活条件への将来の影響である。本稿では、宣言の中からILOの任務にとって一番の要点になるものを挙げる。根源的な変革が予想されることを背景にすると、宣言の中にある文言は、「仕事の未来のための100周年宣言」というタイトルが示すよりもかなり控えめなものとなっている。

ILO自身と同じぐらい古典的であるにもかかわらず、結局のところ、中核的な労働規範である労働及び健康保護を表明するという目的も達成されないままになっている³¹。

どうすればILOはこのジレンマから解放されるのだろうか？

開かれた民主的な社会、法治国家、経済的安定性にとっての保証人であるILOの意義が改めて認識され、また、定義されなければならない。ドイツは、2015年から2018年の間に2億1000万ユーロを超える寄付をしており、ILOに多くの寄付を行った国の1つである³²。ドイツとILOの両者は歴史的な結びつきだけではなく、世界平和のために積極的に取り組む責任もある。これらのことは、財政的なものだけではなく政治的な援助も必要としている。

こうしたことは一方で、内部の改革によってILOの役割を強化しなければならないことを意味している。特に、労働組合の基本的権利を貫徹することとの関係で成果を上げるためには、モニタリングシステムにサンクションを備えなければならない。このことは、国家レベルでの国際介入がますます否定されることを背景にすると容易ではないが、ILOの重要な責務を持続的なものとするだろう。

他方で、ILOは新たな現実に対応し国連のシステムに従うだけではなく、新しい役割との関係では、独自の力点を置かなければならない。このための重要な一步は、-政治的、イデオロギー的な文脈とは関係なく-特にデジタル化の役割といった新しいテーマ領域や研究課題を取り上げるために必要な自主性を研究部門に与えることだろう。

ILOが-国内外の-将来の問題を提起することに成功する場合に限り、ILOは設立当時に与えられた役割を将来にわたって担うことが出来る。

- 1 SCHNEIDER, Michael (2014): "Deutsch-französischer Krieg setzt zu", Onlineveröffentlichung, [Hrsg.]: Hans Böckler Stiftung. online: <https://www.gewerkschaftsgeschichte.de/deutsch-franzoesischer-krieg-arbeitervereine-verlieren-einfluss.html>.
- 2 RÜTTERS, Peter & ZIMMERMANN, Rüdiger (2005): "Bauarbeitergewerkschaften in Deutschland und Internationale Vereinigungen von Bauarbeiterverbänden 1869-2004". Veröffentlichungen der Friedrich-Ebert-Stiftung, Bonn. S.18.
- 3 RÜTTERS, Peter (n.d.): "International Trade Secretariats - Origins, Development, Activities", [Hrsg.]: Friedrich Ebert Stiftung.
- 4 SIMON, Hartmut (1993): "Die Internationale Transportarbeiter-Föderation: Möglichkeiten und Grenzen Internationaler Gewerkschaftsarbeit vor dem Ersten Weltkrieg". Hochschulschrift/ Dissertation, Klartext-Verlag, Essen.
- 5 SCHEVENELS, Walther (1956): "Fünfundvierzig Jahre Internationaler Gewerkschaftsbund 1901-1945: eine geschichtliche Abhandlung" [Hrsg.]: Kuratorium des IGB. - Brüssel. S. 321.
- 6 Museum für Fotografie Berlin (2019) Ausstellung "Berlin in der Revolution 1918/19 Fotografie, Film, Unterhaltungskultur". 09. November 2018 bis 03. März 2019.
- 7 KRÜGER, Dieter (2018): "Die Geburtsstunde Einer Sozialpartnerschaft Das Stinnes-Legien-Abkommen Vom 15. November 1918.", Sozialer Fortschritt: Unabhängige Zeitschrift Für Sozialpolitik 67.10, S. 805-819.
- 8 EKKEN, Jon (2007): "The Industrial Workers of the World at 100." Perspectives on Work, vol. 10, no. 2, S. 39-41.
- 9 REID, J. H. Stewart (1955). "The Origins of the British Labour Party". NED - New edition ed., University of Minnesota Press, S. 89-105.
- 10 REES, Tim und THORPE, Andrew (Hrsg.) (1998): "International Communism and the Communist International, 1919-1943", Manchester University Press.
- 11 THOMAS, Albert (1996/1921): "The International Labour Organisation. Its origins, development and future". International Labour Review, Vol. 135, No.3-4, S. 265.
- 12 COX, Robert W. (1977): "Labour and Hegemony". International Organization, Vol. 31, No. 3, University of Wisconsin Press, S. 385-424.
- 13 TOSSTORF, Reiner (2005) "The International Trade-Union Movement and the Founding of the International Labour Organization", [Hrsg.]: Internationaal Instituut voor Sociale Geschiedenis, Amsterdam. S. 420 ff.
- 14 Ibid, S.423 ff.
- 15 International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): "How the ILO works", Onlineveröffentlichung, online abrufbar: <https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/how-the-ilo-works/lang-en/index.html>.
- 16 THOMAS, Albert (1996/1921): "The International Labour Organisation. Its origins, development and future". International Labour Review, Vol. 135, No.3-4, S. 262f.
- 17 International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): "Rolle Deutschlands in der ILO", Onlineveröffentlichung, online abrufbar: <https://www.ilo.org/berlin/ILO-und-Deutschland/rolle/lang-de/index.html>.
- 18 International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): "The International Labour Conference: Motor of the ILO", Onlineveröffentlichung, online abrufbar: https://www.ilo.org/global/publications/world-of-work-magazine/articles/ilo-in-history/WCMS_155819/lang-en/index.html.
- 19 International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): "Übereinkommen 1 - Übereinkommen über die Begrenzung der Arbeitszeit in gewerblichen Betrieben auf acht Stunden täglich und achtundvierzig Stunden wöchentlich, 1919", Onlineveröffentlichung, online abrufbar: https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/--ed_norm/--normes/documents/normativeinstrument/wcms_c001_de.html.
- 20 TOSSTORF, Reiner (2013): "Workers' resistance against Nazi Germany at the International Labour Conference 1933", [Hrsg.]: International Labour Organisation, Genf.
- 21 SOMMER, Michael (Hrsg.) (2005) "Wilhelm Leuschner 1890 - 1944. Ein Leben für die soziale Demokratie". Schüren Verlag, Marburg. S. 20ff.
- 22 以下についても参照のこと: MARX, Karl (1983/1857): "Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie". In: Marx-Engels-Werkausgabe, Bd. 42, Dietz Verlag, Berlin, S. 19-875; MARX, Karl und ENGEL, Friedrich (1962/1876): "Das Kapital. Band I". In: Karl Marx-Friedrich Engels-Werke, Bd. 23, Dietz Verlag, Berlin, S. 11-802.
- 23 RODGERS, Gerry et al. (2009): "The International Labour Organization and the quest for social justice, 1919 -2009". International Labour Office, Genf, S. 7.
- 24 International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): "Rolle Deutschlands in der ILO", Onlineveröffentlichung, online abrufbar: <https://www.ilo.org/berlin/ILO-und-Deutschland/rolle/lang-de/index.html>.
- 25 International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): "Germany ILO Cooperation", Genf
- 26 WENTKER, Hermann (2012): "Außen- und Deutschlandpolitik unter sowjetischer Federführung (1949-1955)", in: "Außenpolitik in engen Grenzen: Die DDR im internationalen System 1949-1989. Veröffentlichungen zur SBZ-/DDR-Forschung im Institut für Zeitgeschichte", Walter de Gruyter Verlag, S. 118.
- 27 SCHIECK, Dana (Hrsg.) (n.d.): "Monatsübersicht Januar" in: DDR-Geschichte.de, Onlineveröffentlichung, online abrufbar: <http://www.ddr-geschichte.de/CHRONIK/Monatsubersicht/Januar/januar.html>.
- 28 MELANSON, R. (1979). Human Rights and the American Withdrawal from the ILO. Universal Human Rights, 1 (1), S. 50ff.
- 29 KAUFMANN, Christine und GOOD, Christoph (2017): "Die Anwendbarkeit von ILO-Recht vor Schweizer Gerichten: Potential und Grenzen". In: Schweizerischer Gewerkschaftsbund (Hrsg.): "Zwischen Strassburg und Genf: Die Bedeutung des Völkerrechts für das Arbeitsrecht", Dossier Nr. 120, Bern, S. 7-34.
- 30 HOFMANN, Claudia (2014) "Streik (recht) in der Internationalen Arbeitsorganisation, Friedrich-Ebert-Stiftung, S. 1ff.
- 31 International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): "International Labour Conference: ILO Centenary Declaration For the Future of Work", Genf.
- 32 International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): "Germany ILO Cooperation", Genf.

100 Jahre ILO – wichtig für Deutschland und die Welt von Morgen

Die Internationale Arbeitsorganisation (International Labour Organisation, ILO) blickt dieses Jahr auf ihr 100-jähriges Bestehen zurück. Ihre Entstehung und Geschichte ist in besonderer Weise mit den Geschehnissen im damaligen deutschen Reich verbunden. Sowohl der Versailler Vertrag, der aufstrebende Kommunismus, die Verfolgung von Gewerkschaften im Nationalsozialismus und der zweite Weltkrieg verbinden die deutsche Geschichte mit der der ILO in einzigartiger Weise. Heute ist Deutschland zum wichtigsten Unterstützer der ILO geworden, die sich schwierigen Herausforderungen gegenüber sieht. Sie hat sowohl mit strukturellen Herausforderungen zu kämpfen, als auch mit weitreichenden Umbrüchen in der Arbeitswelt.

1. Der politische Kontext der Gründung

Zu Zeiten der Gründung der ILO hatten sich die feudalherrschaftlichen Gesellschaftsstrukturen in Europa gewandelt und Gewerkschaften und Arbeiterbünde an Einfluss gewonnen. Bereits in den 1860er Jahren hatten sich in Deutschland die ersten Arbeiterbewegungen gegründet. Es wurden auch erste tarifvertragliche Regelungen vereinbart, wie etwa 1873 der Allgemeinen Deutschen Buchdruckertarif als erster nationaler Tarifvertrag.¹ Mit der Einführung des „Sozialistengesetzes“ 1878 wurden Gewerkschaftsorganisationen verboten und der weitere Ausbau gewerkschaftlicher Strukturen zunächst ausgebremst.²

Aufgrund der starken Handelsverflechtungen entstanden auch auf internationaler Ebene bereits im späten 19. Jahrhundert sogenannte Internationale Berufssekretariate.³ Im Jahr 1896 gründete sich die Internationale Transportarbeiterföderation als erste der heute zehn Globalen Gewerkschaftsföderationen.⁴ Die Idee zu einem internationalen Gewerkschaftsbund entwickelte sich auf einer Konferenz einiger Europäischer Gewerkschaftsvertreter 1901 in Kopenhagen. Man verständigte sich damals auf die Einrichtung eines internationalen Sekretariats, welches 1913 mit dem deutschen Carl Legien als Vorsitzenden zum Internationalen Gewerkschaftsbund wurde.⁵

Mit der zunehmenden Industrialisierung verschlechterten sich die Arbeits- und Lebensbedingungen in Deutschland wie in weiten Teilen der westlichen Welt. Zusehens, Kinderarbeit, geringe Löhne, lange Arbeitszeiten, häufige Arbeitsunfälle, schlechte Gesundheitsversorgung und inhumane Lebensbedingungen waren an der Tagesordnung.

Der erste Weltkrieg verschlimmerte die Situation der Zivilbevölkerung, die zunehmend unter Versorgungsgeschäften und Hunger litt. In den letzten Kriegsjahren nahmen die Kriegsmüdigkeit, der Wunsch nach freiem gesellschaftlichem und kulturellem Leben und nach einer politischen Neuordnung im gesamten deutschen Reich zu. Mit dem Matrosenstreik in Kiel am 03. November 1918 begann die sogenannte Novemberrevolution. Revolten und die Gründung von Arbeiter- und Soldatenräten verbreiteten sich über das gesamte Reichsgebiet und zwangen wenige Tage später den Kaiser zum Abdanken und ins Exil. Am 09. November rief Philipp Scheidemann die Republik und Karl Liebknecht die freie sozialistische Republik aus. Die Neuordnung der Machtverhältnisse war ungewiss. In den darauffolgenden Monaten kam es zu blutigen Auseinandersetzungen und bürgerkriegsähnlichen Zuständen, die durch Kriegsrückkehrer befeuert wurden und rund 1200 Todesopfer forderten.⁶

Kurz nach Ausbruch der Novemberrevolution unterzeichnete Carl Legien den ersten deutschen Kollektivvertrag. Dieser beinhaltete unter anderem die Einigung auf den 8-Stunden-Tag und die Anerkennung der Gewerkschaften als legitime Interessenvertretung von Seiten der Arbeitgeber, um damit im Gegenzug einer drohenden

¹ SCHNEIDER, Michael (2014). „Deutsch-französischer Krieg setzt zu.“, Onlineveröffentlichung, [Hrsg.]: Hans Böckler Stiftung, online: <https://www.gewerkschaftsgeschichte.de/deutsch-franzoesischer-krieg-arbeitervereine-verlieren-einfluss.html>

² RÜTTERS, Peter & ZIMMERMANN, Rüdiger (2005). „Bauarbeitergewerkschaften in Deutschland und Internationale Vereinigungen von Bauarbeiterverbänden 1869-2004.“, Veröffentlichungen der Friedrich-Ebert-Stiftung, Bonn, S. 18.

³ RÜTTERS, Peter (n.d.). „International Trade Secretariats – Origins, Development, Activities“, [Hrsg.]: Friedrich Ebert Stiftung

⁴ SIMON, Hartmut (1993). „Die Internationale Transportarbeiter-Föderation: Möglichkeiten und Grenzen Internationaler Gewerkschaftsarbeit vor dem Ersten Weltkrieg.“, Hochschulschrift/Dissertation, Klartext-Verlag, Essen.

⁵ SCHEVENELS, Walter (1956). „Fünfundvierzig Jahre Internationaler Gewerkschaftsbund 1901-1945 – eine geschichtliche Abhandlung“ [Hrsg.]: Kuratorium des IGB, - Brüssel, S. 321.

⁶ Museum für Fotografie Berlin (2019) Ausstellung „Berlin in der Revolution 1918/19 Fotografie, Film, Unterhaltungskultur“. 09. November 2018 bis 03. März 2019.

1

Entgehung durch Revolutionäre zu entgehen. Obgleich dieses Abkommen nur wenige Jahre Bestand hatte, gilt es bis heute als Grundstein der Sozialpartnerschaft in Deutschland.⁷

Die kommunistischen Kräfte, die sich in der zweiten Hälfte des 19. Jahrhunderts unter dem Einfluss der Schriften von Marx und Engels formierten, entdeckten die stetig wachsenden Gewerkschaften als interessierte Zuhörerschaft. Aber auch von den Gewerkschaften selbst ging eine zunehmende Politisierung aus. In den USA entstanden 1905 die „Wobblies“, die Industrial Workers of the World (IWW), die sich im Gegensatz zur American Federation of Labour (AFL) als politischer, radikaler und klassenkämpferischer hervorboten.⁸ Auch in Großbritannien bemühte sich der Trade Union Congress um politischen Einfluss und gründete das Labour Representation Committee, den Vorläufer der heutigen Labour Party.⁹

Auf internationaler Ebene formierte sich nach Ende des ersten Weltkrieges die dritte Internationale, die „Komintern“ als ein Zusammenschluss kommunistischer Parteien, der stark unter dem Einfluss der kommunistischen Partei Russlands stand.¹⁰

2. Die Gründung der ILO

Nach dem Scheitern des Vorläufers der ILO, der International Association for the Legal Protection of Workers war die Gründung der ILO ein erneuter Versuch, der zunehmenden Globalisierung, Ungleichheit und Verelendung sowie der Einflussnahme der Arbeiterklasse und dem aufstrebenden Kommunismus international zu entgegenen.

Die Kontroverse, ob am Anfang der ILO „ein kraftvoller Impuls freimütiger, menschlicher Gefühle und der wahrhafte Wunsch nach sozialem Frieden“¹¹ stand, wie es Albert Thomas 1921 beschrieb, oder ob die Gründung der ILO Ausdruck eines institutionell klar abgesteckten Zugeständnisses an die Arbeiterbewegung zum Schutz einer kapitalistischen Weltordnung war,¹² wie andere behaupten, lässt sich aus heutiger Sicht nicht vollständig auflösen.

Die Gründung der ILO als „Labour Provision“ des Versailler Friedensvertrages 1919, deren Verfassung mit folgender Erkenntnis beginnt „Der Weltfriede kann auf die Dauer nur auf sozialer Gerechtigkeit aufgebaut werden“, war wahrscheinlich beides: Ausdruck eines sich verändernden politischen Gefüges als auch Streben nach einer gerechteren friedlichen Weltordnung.

Die internationale Gewerkschaftsbewegung hatte nach Ende des Ersten Weltkrieges Mühe, die unterschiedlichen politischen Strömungen einzufangen. Zudem stieß die deutsche Führung durch Carl Legien zunehmend auf Ablehnung. Bei einer Gewerkschaftskonferenz in Bern im Februar 1919 gelang es unter der Führung des Französischen Gewerkschafters Léon Jouhaux der CGT, neben sozialpolitischen Zielen auch Vorstellungen zur Funktionsweise einer internationalen Arbeitsorganisation zu formulieren. Wesentlich war die Forderung, dass auf der jährliche Konferenz neben Regierungsvertretern die Hälfte der Stimmrechte an Gewerkschaftsvertreter gehen sollte. Die Einbindung von Arbeitgebervertretern sah man nicht vor. Zudem verfolgte man eine automatische, rechtlich, bindende Wirkung von internationalen Standards in den entsprechenden Rechtsbereichen und damit ein internationales und supranationales Entscheidungsorgan als Bestandteil des Völkerbundes.¹³ Diese Forderungen fanden jedoch bei den Friedensverhandlungen in Paris keinen Zuspruch, nicht zuletzt aufgrund der ablehnenden Haltung des Amerikanischen Gewerkschafters Compers. Dieser sah mit den aufstrebenden sozialistischen Regierungen die Gefahr einer globalen Dominanz sozialistischer Politiken, die dann im Bündnis mit Gewerkschaftern eingefordert werden könnten. Auch die Idee eines sanktionsbewährten

⁷ KRÜGER, Dieter (2018). „Die Geburtsstunde einer Sozialpartnerschaft Das Stinnes-Legien-Abkommen Vom 15. November 1918.“, Sozialer Fortschritt: Unabhängige Zeitschrift Für Sozialpolitik 67.10, S. 805-819.

⁸ BEKKEN, Jan (2007). „The Industrial Workers of the World at 100.“, *Perspectives on Work*, vol. 10, no. 2, S. 39-41.

⁹ REID, J. H. Stewart (1955). „The Origins of the British Labour Party“, NED - New edition ed., University of Minnesota Press, S. 89-105.

¹⁰ REES, Tim und THORPE, Andrew (Hrsg.) (1998). „International Communism and the Communist International, 1919-1943“, Manchester University Press.

¹¹ THOMAS, Albert (1996/1921). „The International Labour Organisation. Its origins, development and future“, *International Labour Review*, Vol. 135, No.3-4, S. 265.

¹² COX, Robert W. (1977). „Labour and Hegemony“, *International Organization*, Vol. 31, No. 3, University of Wisconsin Press, S. 385-420.

¹³ TOSSDORF, Reiner (2005). „The International Trade-Union Movement and the Founding of the International Labour Organization“, [Hrsg.]: Internationaal Instituut voor Sociale Geschiedenis, Amsterdam, S. 420 ff.

2

Überwachungsmechanismen kam bei den Verhandlungen in Paris zur Sprache, wurde jedoch nicht konkretisiert und fand entsprechend keinen Eingang in die Verfassung der ILO.¹⁴

Was die Organisationsstruktur angeht, einigte man sich schließlich auf ein dreigliedriges Verwaltungsgremium der ILO innerhalb dessen die Stimmrechte von Arbeitgeber- und Arbeitnehmervertretungen gleiches Gewicht gegenüber denen von Regierungsvertretern in ihrer Struktur einzugliedert.¹⁵

Obgleich man sich bereits damals im Klaren war, dass ein wirkungsvoller und nachhaltiger Ansatz nur ein internationaler sein kann, war das „Projekt ILO“ gleichzeitig ein gewagtes Unterfangen. Albert Thomas gab sich keiner Illusion in Bezug auf die Herausforderung hin, weltweit faire Arbeits- und Sozialstandards zu schaffen. Bereits 1920 stellte er die Frage: „Wie weit kann internationale Kontrolle harmonisiert werden?“. Er war sich der Tatsache bewusst, dass sich ein Erfolg der ILO nur dann einstellen würde, wenn sie hohes öffentliches Ansehen genießt – d.h. mit dem entsprechenden politischen Willen. Andernfalls wäre sie „nichts weiter als eine bürokratische Institution ohne wirkliche Autorität“.¹⁶

Bei der ersten internationalen Arbeitskonferenz (IAK) im Oktober 1919 in Washington DC dominierte dennoch die Hoffnung auf Verbesserung. Das besiegte Deutschland war zwar kein Gründungsmitglied der ILO, man beschloss aber bereits auf der ersten IAK, Deutschland die Mitgliedschaft zu gewähren.¹⁷ Weiterhin verabschiedete man sechs Konventionen,¹⁸ darunter das Übereinkommen über die Begrenzung der Arbeitszeit in gewerblichen Betrieben auf acht Stunden täglich und 48 Stunden wöchentlich, das bis heute Gültigkeit besitzt.¹⁹

3. Die Rolle der ILO im aufkeimenden Nationalsozialismus

Schon bald darauf erhob sich das Gespenst des Faschismus in Italien und das des Nationalsozialismus in Deutschland. Als im Mai 1933 das Naziregime im deutschen Reich Gewerkschaftshäuser stürmte und freie Gewerkschaften verbot, regte sich in der Arbeitnehmergruppe der ILO Widerstand. Diese lehnte die Vertreter der Deutschen Arbeiterfront als legitime Arbeitnehmervertretung des Deutschen Reiches ab. Das Naziregime zwang den Gewerkschaftsführer Wilhelm Leuschner, der in der Arbeitnehmergruppe hohes Ansehen genoss, als Mitglied der deutschen Delegation nach Genf zu fahren, um dort die Gemüter zu beruhigen und für Zuspruch zur Arbeiterfront zu werben. Dieser fuhr zwar, bewachte aber Stillschweigen – er widersprach weder den Kritikern aus der Arbeitnehmergruppe, noch warb er für die Naziregime. Die deutsche Regierungsdelegation reiste daraufhin frühzeitig ab, um der Schmach einer Wahl Niederlage um die Anerkennung der Vertretung der Arbeiterfront zu entgehen und trat noch im gleichen Jahr aus dem Völkerbund und damit aus der ILO aus. Die ILO wurde folglich die erste internationale Organisation, die sich öffentlich gegen das Naziregime positionierte, und stellte eine öffentliche Plattform bereit, um die Verletzung der Vereinigungsfreiheit und die Diskriminierung von Juden öffentlich anzuprangern.²⁰ Leuschner kehrte trotz aller Widrigkeiten nach Deutschland zurück, wo er zunächst für ein Jahr inhaftiert wurde und danach bis zu seiner Hinrichtung 1944 im Untergrund gegen den Nationalsozialismus kämpfte.²¹

4. Die Philadelphia-Erklärung als Meilenstein

¹⁴ Ibid, S. 423 ff.

¹⁵ International Labour Organisation (Hrsg.) (2019). „How the ILO works“, Onlineveröffentlichung, online abrufbar: <https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/how-the-ilo-works/lang-en/index.html>.

¹⁶ THOMAS, Albert (1996/1921). „The International Labour Organisation. Its origins, development and future“, *International Labour Review*, Vol. 135, No.3-4, S. 262f.

¹⁷ International Labour Organisation (Hrsg.) (2019). „Rolle Deutschlands in der ILO“, Onlineveröffentlichung, online abrufbar: <https://www.ilo.org/berlin/IO-und-Deutschland/rolle/lang-de/index.html>

¹⁸ International Labour Organisation (Hrsg.) (2019). „The International Labour Conference: Motor of the ILO“, Onlineveröffentlichung, online abrufbar: https://www.ilo.org/global/publications/world-of-work-magazine/articles/ilo-in-history/WCMS_155819/lang-en/index.html

¹⁹ International Labour Organisation (Hrsg.) (2019). „Übereinkommen über die Begrenzung der Arbeitszeit in gewerblichen Betrieben auf acht Stunden täglich und achtundvierzig Stunden wöchentlich, 1919“, Onlineveröffentlichung, online abrufbar: https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-ed_norm/-norms/documents/normativeinstrument/wcms_c001_de.htm

²⁰ TOSSDORF, Reiner (2013). „Workers' resistance against Nazi Germany at the International Labour Conference 1933“, [Hrsg.]: International Labour Organisation, Genf.

²¹ SOMMER, Michael (Hrsg.) (2005). „Wilhelm Leuschner 1890 - 1944. Ein Leben für die soziale Demokratie“. Schöner Verlag, Marburg, S. 20ff.

3

In Philadelphia blickten die Teilnehmer der Internationalen Arbeitskonferenz 1944 auf eine Welt, die in noch weit größerem Ausmaß in Trümmern lag, als dies nach dem ersten Weltkrieg der Fall war. Der grausamste und verlustreichste Krieg in der Menschheitsgeschichte war in vollem Gange. Die Krisen der internationalen Finanzarchitektur der 1920er und 1930er Jahre waren ebenfalls präsent wie die totalitären - stalinistischen wie nationalsozialistischen - Auswüchse der vorangegangenen Jahre. Das spiegelt sich auch in der Philadelphia-Erklärung wider, die später zum Bestandteil der ILO Verfassung erklärt wurde. Vergleicht man den Gründungstext von 1919 mit der Philadelphia-Erklärung von 1944 fallen insbesondere drei Aspekte auf:

- Der Eingangssatz der Erklärung von 1944: „Arbeit ist keine Ware“. Hatte man 1919 noch wesentlich zaghafter davon gesprochen, dass Arbeit nicht lediglich als Ware betrachtet werden sollte, wurde man nun sehr viel direkter. Diese Maxime bezieht sich nicht zuletzt auf die marxistische Betrachtungsweise der Arbeitskraft als enthumanisierte Ware. Marx erkannte allein Arbeitskraft im Vergleich zu Boden und Kapital als den Faktor an, der den eigentlichen Mehrwert einer Ware schafft und vom Proletariat an den Kapitalisten wie eine Ware verkauft wurde. Der Lohn sei dabei immer geringer als der geschaffene Mehrwert, weshalb es dem Kapitalisten möglich sei, Kapital zu akkumulieren.²² Der Eingangssatz der Erklärung kann gewissermaßen als Versprechen der sozialdemokratischen Weltanschauung gegenüber dem Marxismus verstanden werden.²³

- Auch der zweite Satz, „Freiheit der Meinungsäußerung und Vereinigungsfreiheit sind wesentliche Voraussetzungen beständiger Fortschritts“, spiegelt die Erfahrungen der totalitären Regime der letzten Jahrzehnte wider. Benennt die Verfassung von 1919 hauptsächlich die Verbesserung der Arbeits- und Lebensbedingungen auf internationaler Ebene als Ziel der ILO, werden nun auch demokratische Grundrechte betont.

- Weiterhin benennt die Philadelphia-Erklärung die internationale Arbeitspolitik als wichtig für sozialen Frieden und damit für die Arbeit der ILO. Offensichtlich war es Ziel der internationalen Gemeinschaft, eine Zusammenarbeit zwischen der ILO und den im gleichen Jahr gegründeten Bretton Woods Institutionen, der Weltbank und dem Internationalen Währungsfonds, herbeizuführen. Konkrete Regelungen für diese Zusammenarbeit gibt es aber bis heute nicht.

Nach Ende des zweiten Weltkrieges war es wiederum die ILO, die Deutschland als eine der ersten internationalen Organisationen den Weg zurück in die Völkergemeinschaft ebnete. Insbesondere auf Drängen der Arbeitnehmerseite trat Westdeutschland 1951 der ILO erneut bei.²⁴ Bereits 1954 bekam Deutschland als eines von zehn Regierungen einen ständigen Sitz im Verwaltungsrat.²⁵ Die ILO bemühte sich um Universalität und damit auch den Dialog mit kommunistischen Regierungen. Die DDR sah zunächst aufgrund geringer Erfolgsaussichten von einem Aufnahmeantrag ab²⁶ und trat der ILO erst Anfang 1974 bei.²⁷ Die Offenheit gegenüber sowjetischen Regierungen misst insbesondere der USA, die 1977 aus Protest für drei Jahre aus der ILO ausschied.²⁸

5. Die Streikrechtsdebatte

Über die Zeit fanden die Kernarbeitsnormen als Bezugsrahmen für grundlegende Arbeitsrechte immer mehr Beachtung und wurden auch von den Europäischen Institutionen als Referenz herangezogen. Im Rahmen der

²² Siehe hierzu auch: MARX, Karl (1883/1887). „Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie“. In: Marx-Engels-Werkausgabe, Bd. 42, Dietz Verlag, Berlin, S. 19-875; MARX, Karl und ENGELS, Friedrich (1962/1876). „Das Kapital. Band I“. In: Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Bd. 23, Dietz Verlag, Berlin, S. 11-802.

²³ RODGERS, Gerry et al. (2009). „The International Labour Organization and the quest for social justice, 1919-2009“. International Labour Office, Genf, S. 7.

²⁴ International Labour Organisation (Hrsg.) (2019). „Rolle Deutschlands in der ILO“, Onlineveröffentlichung, online abrufbar: <https://www.ilo.org/berlin/IO-und-Deutschland/rolle/lang-de/index.html>

²⁵ International Labour Organisation (Hrsg.) (2019). „Germany ILO Cooperation“, Genf.

²⁶ WENTKER, Hermann (2012). „Außen- und Deutschlandpolitik unter sowjetischer Federführung (1949-1955)“, in: „Außenpolitik in engen Grenzen: Die DDR im internationalen System 1949-1989. Veröffentlichungen zur SBZ-/DDR-Forschung im Institut für Zeitgeschichte“, Waller de Gruyter Verlag, S. 118.

²⁷ SCHIECK, Dana (Hrsg.) (n.d.). „Monatsübersicht Januar“ in: DDR-Geschichte.de, Onlineveröffentlichung, online abrufbar: <http://www.ddr-geschichte.de/CHRONIK/Monatsübersicht/Januar/januar.html>

²⁸ MELANSON, R. (1979). Human Rights and the American Withdrawal from the ILO. *Universal Human Rights*, 1(1), S. 50ff.

4

UN-Leitprinzipien für Wirtschaft und Menschenrechte von 2011 wurden sie schließlich völkerrechtlich den „klassischen“ Menschenrechten gleichgestellt.²⁹

Nicht zuletzt diese Entwicklung bewog die Arbeitgebergruppe, mit treibenden Kräften aus deutschen und britischen Reihen, diese Standards anzufechten. Hinzu kam, dass der Kommunismus, der Streiks grundsätzlich verbot, an Bedeutung verloren hatte. Die Arbeitgeber erklärten daher 2012, dass die Übereinkommen zur Vereinigungs- und Tariffreiheit kein internationales Streikrecht beinhalten würden und legten die Arbeit im Normenkontrollausschuss der ILO nieder. Auch die Legitimität des Expertenrates, der Verstöße von Konventionen den landesspezifischen Umständen entsprechend kommentiert und das Streikrecht bis dato als intrinsischen Bestandteil der Übereinkommen abgeleitet hatte, wurde von Arbeitgeberseite infrage gestellt.³⁰

Um die Arbeit im Normenkontrollausschuss überhaupt fortsetzen zu können, wurden 2015 auf Seiten der Arbeitnehmer Zugeständnisse gemacht. Dennoch bleibt die Auslegung der Übereinkommen 87 und 98 ungelöst. Dieser Konflikt hat das Vertrauen auf Arbeitnehmerseite in eine konsensorientierte Verständigung zwischen den Parteien innerhalb der ILO stark erschüttert.

6. Die Herausforderungen von heute und die Vision von morgen

Die ILO steht trotz vieler Erfolge heute vor großen Herausforderungen. Einerseits machen der digitale Wandel in der Arbeitswelt, Veränderungen globaler Industriestrukturen, Migration und Klimawandel die ILO in der Suche nach möglichen Antworten immer bedeutsamer. Andererseits erschweren die institutionellen Risse der Streikrechtsdebatte, das Schwinden des Multilateralismus, die Reform des UN Systems, eine unsichere Finanzstruktur und die Blockadehaltung der Arbeitgebergruppe das Vorankommen der Arbeit der ILO. Sie ist als Institution zwischen der internen Paralyse und dem schwierigen externen politischen Kontext gefangen, was die Verhandlungen der Jahrhundertklärung deutlich gemacht haben.

Diese greift zwar thematisch alle wesentlichen Problemfelder auf, vermochte es aber nicht, politische Zugeständnisse und einen tatsächlichen Arbeitsauftrag für die Zukunft zu formulieren.

In vielen Politikfeldern, in denen wir uns großen Herausforderungen gegenüber sehen, wie beispielsweise bei der Geschlechtergleichstellung, Klimawandel, Migration, sozialer Schutz und dem demographischen Wandel sind wirkungsvolle Politikansätze bereits erarbeitet. Dort fehlt es vielmehr am politischen Willen und den entsprechenden Investitionen in die Zukunft um diese anzugehen. Die Jahrhundertklärung wäre eine Chance gewesen, politisch voranzuschreiten und über den Status Quo auf nationalstaatlicher Ebene hinauszugehen.

Ein gänzlich neues Feld hingegen ist die Digitalisierung und die damit einhergehenden Auswirkungen auf die Arbeits- und Lebensbedingungen von Morgen. Hier wurden in der Erklärung erste Weichen für die Arbeit der ILO gestellt. Vor dem Hintergrund der zu erwartenden grundlegenden Umbrüche, fielen die Formulierungen in der Erklärung allerdings deutlich geringer aus als der Titel „ILO Centenary Declaration for the Future of Work“ vermuten ließe.

Letztlich blieb auch das Ziel, Arbeits- und Gesundheitsschutz zur Kernarbeitsnorm zu erklären, unerreicht, obgleich dieses Thema so alt ist wie die ILO selbst.³¹

Wie kann sich die ILO aus diesem Dilemma befreien?

Die Bedeutung der ILO als Garant für offene, demokratische Gesellschaften und damit von Rechtsstaatlichkeit und wirtschaftlicher Stabilität muss neu erkannt und auch neu definiert werden. Deutschland ist mit über 210 Millionen Euro Betrag im Zeitraum zwischen 2015-2018 einer der größten Beitragszahler der ILO.³² Beide verbinden nicht nur ihre Geschichte sondern auch die Verantwortung, sich aktiv für den Frieden in der Welt einzusetzen. Dies braucht aber neben der finanziellen Unterstützung insbesondere auch die politische.

²⁹ KAUFMANN, Christine und GOOD, Christoph (2017): „Die Anwendbarkeit von ILO-Recht vor Schweizer Gerichten: Potential und Grenzen“. In: Schweizerischer Gewerkschaftsbund (Hrsg.): „Zwischen Strassburg und Genf: Die Bedeutung des Völkerrechts für das Arbeitsrecht“, Dossier Nr. 120, Bern, S. 7-34.

³⁰ HOFMANN, Claudia (2014): „Streik(recht) in der Internationalen Arbeitsorganisation, Friedrich-Ebert-Stiftung, S. 1ff.

³¹ International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): „International Labour Conference: ILO Centenary Declaration For the Future of Work“, Genf.

³² International Labour Organisation (Hrsg.) (2019): „Germany ILO Cooperation“, Genf.

Dies bedeutet zum einen, dass interne Reformen die Rolle der ILO stärken müssen. Insbesondere die Überwachungssysteme müssen sanktionsbewährt werden, um ein Vorankommen in Bezug auf die Durchsetzbarkeit grundlegender Gewerkschaftsrechte zu gewähren. Dies ist zwar vor dem Hintergrund zunehmender Ablehnung internationaler Einmischung auf nationalstaatlicher Ebene keine leichte, aber dennoch eine wichtige Aufgabe um die ILO zukunftsfähig zu machen.

Zum anderen darf sich die ILO nicht nur neuen Gegebenheiten anpassen und sich dem UN System unterordnen, sondern muss eigene Akzente in Bezug auf eine neue Rolle setzen. Ein wesentlicher Schritt hierzu wäre es, der Forschungsabteilung die notwendige Unabhängigkeit zu ermöglichen, um neue Themenbereiche und Forschungsfragen, insbesondere auf die Rolle der Digitalisierung, aufgreifen zu können - ungeachtet politischer und ideologischer Kontexte.

Nur wenn es der ILO gelingt, sich den Fragen der Zukunft zu stellen – intern wie extern – kann sie auch in Zukunft die Rolle einnehmen, die sie zu Zeiten ihrer Gründung besaß.

Carolin Vollmann

**Referatsleiterin in der Abteilung für Internationale und Europäische Gewerkschaftspolitik
Bundesvorstandverwaltung des Deutschen Gewerkschaftsbundes**

03. Juli 2019

ILO結成100周年に寄せて ～一労働側理事の私的回想～

中嶋 滋

(日本ILO協議会理事/ソーシャルアジア研究会代表幹事)

1. 理念および三者構成主義への無理解・無自覚がもたらしたものー「はじめに」にかえて

ILO結成100周年に際し、日本との関係を中心に主な歴史に触れながら、活動を振り返りつつ私の考えを述べてみたい。

周知のようにILOは第1次世界大戦の戦後処理（ベルサイユ講和会議）の中で1919年に誕生した。講和会議の下におかれた国際労働立法委員会の35回にわたる審議の報告書（講和条約第13編『労働』）がILO憲章の基となった。未曾有の被害をもたらした大戦への深い反省と2度と起こしてはならないという固い決意を示した憲章は、崇高な反戦・平和の理念と政・労・使三者構成による活動の重要性を明らかにした。

第1回ILO総会は、1919年10～11月にワシントンで開催されたが、その準備は、国際準備委員会（8時間労働制、失業予防・救済、婦人労働、児童労働などを議題とすること決定）によってなされた。

ILO設立に関する国際労働立法委員会も第1回総会に向けた国際準備委員会も、日本以外はほとんど欧米諸国代表で構成されていた。アジアやアフリカの大多数の国が欧米諸国の植民地とされていた当時の状況下で、第1次世界大戦の戦勝国の一員であった日本が占めた位置は特別であった。しかし日本がILOの崇高な理念や三者構成主義の意義を理解していたかという点と甚だ怪しく、ほとんど無理解・無自覚であったと思わざるを得ない。事実、日本は、第1回総会に総勢60名近い大代表団で臨んだが、その構成は「三者構成」とはほど遠くすべて政府の任命する者であり、労働代表に関して資格審査

委員会で見出し難いとされ資格を付与されなかったという問題を起こしている。

日本は、1922年の第4回総会で8大産業国の一員として常任理事国となり、翌1923年、出版活動などを通じたILO活動の周知・啓蒙を主な役割とした東京支局が開設された。1928年にトーマスILO事務局長が来日し財界の重鎮・渋沢栄一氏をはじめ各界要人と会談し大きな影響を与えるなど、日本とILOとの関係は概ね良好に保たれていた。しかし、1930年代に入ると日本の中国大陸への侵略の拡大に伴って国際的孤立が進み、1933年の国際連盟からの脱退に続き、1938年11月ついにILOにも脱退が通告された（2年後に発効）。ILO脱退に伴い1939年5月に東京支局も閉鎖された。これらは、1938年の国家総動員法の制定、産業報国連盟の結成、1940年の労働組合解体と全日本産業報国会への糾合と軌を一にする動向であった。

ILO脱退は当時の日本の政治社会情勢からして避けられないことだったろうが、その後世にまで与えた影響は余りにも大きかった。国際労働基準の日本への適用の面においても、基準設定における欧米の価値基準のみが絶対視される傾向の克服の面においても、あるいは比重をますます増している途上国への技術協力の提供の仕方においても、である。私が理事を務めていた7年間（2003年～2010年）でも、この影響から脱し得ないと感ずる場面に幾度となく遭遇した。

ILOにおいて労働側および使用者側は、グループとして活動に参画する。それぞれのグループの中核をなしているのが理事会メンバーということで、理事はグループの意思

形成にどれだけ貢献できたかが問われ評価される。労・使の場合「日本の」という切り口で対応の評価をすることはできない。その点は政府の立場と大きく異なる。ここで述べることは、あくまで一人の労働側理事経験者の視点からのものである。この小論のなかで「日本」の評価に関わるのは、特に断りがない場合は、「日本政府」のそれである。

2. 初めての書記局出身理事

私は日本から選出された労働側理事の7人目であった。以前の人びとは大単産の委員長を務めた「大物」ばかりであった。労働組合運動のプロパーがILO理事になる事例は欧米には少なからずあるが日本では私が初であった。書記局出身であることをもって執拗に反対する声があり、かなり露骨な嫌がらせも経験した。それを退け途を拓いてくれた笹森会長・草野事務局長（当時）をはじめ連合と自治労の関係者、とりわけ榎本委員長・大原書記長（当時）には深く感謝している。

私には、もう一人、恩人というか「師匠」がいて、彼との出会いがなければ私の人生は別なものとなっただろうと思う。私の初のILO体験は、1976年ILO第2回公務合同委員会に出席した自治労役員の随員としての参加であった。その時に労働側を差配し会議を突りあるものに導いたのが、ニジンスキーPTTI（国際郵電労連、現在はUNIに統合）書記長と初岡PTTI日本事務所長のコンビであった。その時以来今日に至るまで、初岡昌一郎氏（姫路獨協大学名誉教授）から「ILOは政・労・使三者による複雑な交渉の場」という基本性格をはじめ実に多くのことを学んできた。初岡氏こそが「実務派理事」となるべき人で推薦する人も多かったが、残念ながら当時は旧来の「単産委員長経験者たるべし」感覚が支配的で、実現しなかった。運命のいたずらか、できの悪い「弟子」（勝手に名乗っている）の私が理事の任につくことになった。

長年の国際活動へのかかわりで知己も多かったため、ICFTU（国際自由労連、ITUCの前身）の仲間たちは理事として私を温かく迎えてくれたが、「実務派」としての活動を期待されても、理事会の場は複雑な政治的思惑が絡み合い、背景事情が分からなければ手も付けられない事柄も多い。ここで大い

に力を発揮してくれたのが、連合・自治労が配置してくれた林原美智子秘書であった。長い秘書経験と優しく大らかな人柄が作り出した豊富な人脈と蓄積された情報は比類なきもので、大変助けられた。曲がりなりにも役割を果たせたのは彼女に負うところが多く、心から感謝している。

3. ミャンマーへのかかわりも一つの「帰結」

私は2012年秋から2015年末までの3年余ITUC（国際労働組合総連合会）ミャンマー事務所長としてミャンマーに滞在し、2016年1月からはCTUM（ミャンマー労働組合総連合会）顧問としてミャンマーの民主的労働組合運動への連帯支援活動にかかわってきた。この経験は、私のILO理事としての活動経験に基づいている。

ILOは2000年総会で「ビルマ軍事独裁政府」（当時）に対して史上初めて憲章に基づく「非難決議」を採択した。長年にわたる結社の自由侵害と国軍による強制労働に対する改善・是正勧告を無視し続けたことに対してであった。これによってビルマは加盟国としての権利を一切停止され、加えて欧米諸国を中心に国際社会から厳しい経済制裁を受けた。「ビルマ軍事独裁政府」は、国際的不名誉とともに甚大な経済的打撃を被った。ILOは「非難決議」に付された改善勧告の実施状況をモニターするためヤンゴンに連絡事務所を設置した。理事会において主に労働側と欧米政府代表は、モニタリングの経過・結果報告を踏まえ、改善勧告の実施に向け「ビルマ軍事独裁政府」代表に「釈明」を求め、その虚実を明らかにし追及する作業を続けた。その際の労働側の意思形成および論議への貢献が問われることになる。FTUB（ビルマ労働組合連盟、1990年結成、タイ国境のメーソートを拠点に非合法・亡命活動を展開）との連携に基づいた私の活動が一定の役割を果たしたとされ、それがミャンマー事務所長就任につながったと思う。FTUBの要請に基づいたITUCのミャンマー事務所長就任の求めに応じ、私のミャンマーを拠点にしたFTUBへの連帯支援活動も、その時期に開始された。それは理事会の中で労働側のアジア出身シニアメンバーとして「ビルマ軍事独裁政府」を追及してきた活動の帰結でもあった。

4. 「アフリカ生産性セミナー」あれこれ

毎年11月に行われる理事会の後にOATU（アフリカ労組統一連盟）と提携した「生産性セミナー」が持たれた。もともとは「組合費を払っている組合員の生活を守るためには、会社と一体になって生産性を向上させ雇用を安定させることが最も重要で、それに敵対する勢力は許されない」として「そのためには組合の分裂と敵対勢力の排除も辞さない」という考えのもとに日本での経験談を中心に講義がなされていた。

この講義スタイル・内容の全面改革を行った。連合のILO担当であった湯本健一氏と林原さんとのチームで行うこととし、講師ひとりの講演・質疑というスタイルから参加型・双方向討議型に転換させた。湯本氏が労働基本権の尊重遵守を基本に労組の機能発揮の必要性を基礎にした生産性向上について、日本の例をとくに成果の配分に関する組合機能の重要性を伝え、それを受けて私が労・使交渉のテーマを提供し模擬団交を行う。それらを林原さんが通訳するのだが、長年の経験で蓄積された情報から、参加者が最も理解しやすいように整理・補足する。参加者は労・使だけでなく政も含めた3グループに分かれ、それぞれの役割に徹して議論する。労使交渉の評価は、政グループが行うが、面白いことに使用者側が勝利することが圧倒的に多かった。この取り組みによって「組合分裂」や「敵対勢力の排除」のための人間性を疑わざるを得ない妨害行為に関する誤解も解けた。

この経験は、ミャンマーでの民主的労働組合運動の建設・促進・定着に向けた各種セミナー・ワークショップの実施に大いに役立った。

5. 戦後のILO活動強化と置き去りにされた日本、その弊害

第2次世界大戦後のILO活動は、戦前に比べ飛躍的に強化された。その転機は、1944年の第26回ILO総会で採択された「ILOの目的に関する宣言」（通称フィラデルフィア宣言）であった。ILO憲章前文に掲げられた「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」という崇高な目標が創立20年で崩れた現実を踏まえ、再びの悲劇を起こさないようにILOの設立の目的を再確認し活動の強化を誓ったのである。

再確認されたILOの基礎をなす根本原則は、①労働は商品ではない、②表現と結社の自由は、不断の進歩のために欠くことができない、③世界の何処の片隅にでも貧困があれば、それは全体の繁栄を脅かす、④欠乏に対する闘いは、---（中略）--- 労働者及び使用者の代表が、政府の代表と同等の地位において遂行する、である。この根本原則に立ち「宣言」は追求すべき基本目標として、①全ての人間は、人種、信条または性にかかわらず、自由と尊厳、経済的保障と機会均等の条件において、物質的福祉と精神的発展を追求する権利をもつ、②このことを可能にする状態の実現は、国家及び国際の政策の中心目的でなければならぬ、③この基本目的に照らして、経済的・財政的な国際の政策と措置をすべて検討し審議することはILOの責任である、をあげた。

こうした重要な再確認・決定がなされた時および引き続き活動強化の具体的な措置が計画・実施された時期に、日本は脱退中でILOの動きとは全く無関係な位置におかれた。ILO条約の中で最重要とされる第87号条約・第98号条約は、この期間の1948年と1949年に採択された。この2条約に関しては適用違反があった場合、批准していなくとも訴える（complaint）ことが出来る特別な監視機構・結社の自由委員会が設置されたのは1951年で、やはりこの期間のことである。この委員会が、ILOの基本である結社の自由の原則の全世界的な適用実施に関して非常に重要な役割を今日もなお果たし続けていることは周知の通りである。また現在のILO活動のうち非常に大きな比重を占めている技術協力に関しても、1946年の第29回総会での憲章改正によって飛躍的な拡大を遂げたものである。この分野の活動が後年重点化され、民主化支援、貧困削減と雇用創出、労働者保護などを優先課題として取り上げ、ILOの存在意義を国際社会に大きくアピールしている。

こうした大改革に何ら参画できなかったことは、その後の日本のILO活動に少なからぬ影響を与えた。政・労・使それぞれのILO活動への参画のあり方にも影を落とした。戦後改革の意義を主体的に問い現実化していく立場におかれなかったことがもたらした負の影響である。国際労働基準の設定、その適用実施、そして技術協力の面でも、主導的な役割

を果たしていると言い難いのは、ILOの戦後改革の意義を共有する機会に恵まれなかったが故に、現実対応の中でその意義を活かしていくことが困難であったためといえる。

6. 労働官僚の「天下り」が占めるILO東京支局（駐日事務所）トップ、その問題点

日本のILO再加盟は、1949年11月に政・労・使三者構成で設立した日本ILO協会の活動もあり、1951年の第34回ILO総会で国連加盟に先行して承認され、同年11月に国会承認を経て発効した。そして、1955年10月、ILO東京支局は再設され、再設後初の支局長には戦前の大日本帝国在ジュネーブ事務所に勤務経験があった桜井氏が就いたが、氏が1968年1月に退任して以降今日に至るまでほぼ一貫して支局長ポストには労働省（現厚労省）の官僚人事枠内での「天下り」配置が続いている。この東京支局トップの人事のあり方は、その役割を十分に果たすことを時として削ぐことに繋がった。政・労・使三者に対して公正平等な立場から調整などの役割を果たすことが事実上なしえなかったからである。特に、日本政府を相手として結社の自由委員会に訴えを起こすような場合、東京支局はILOの公正な窓口たる信頼を得られないことが多かった。

こうした政労使三者のバランスを欠いた政府による独占的人事の弊害が生じたのも、ILOの戦後改革の意義を共有する機会に恵まれなかったが故といえる。

7. 日本式「三者構成主義」の似非性

日本の「三者構成主義」は、政が事務局となり、公（有識者）・労・使の構成になっている。「公」は実質的に政府指名「御用学者」が占め、多くの場合、労が孤立する構造が形づくられている。もし専門家の意見を参考にすれば必要があれば、三者で聞き（一致する専門家か三者それぞれが推薦する専門家から）、それを参考に議論すればいいのであって、構成に加える必要はない。政府の意向を実現するための構造づくりに他ならない。

例外は、144号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約）批准に伴い設置されるべき委員会である。条約は、結社の自由の権利を享受する代表的労使団体と効果的協議を概要以下

の項目について行わなければならないことを義務付けている。①ILO総会の議題に関する質問者への政府回答及び事務局案への政府の意見、②憲章19条に基づき、総会議題に条約・勧告の採択がある場合、政府は事前に意見を提出しなければならないが、その国会への提案、③未批准条約、未実施勧告の批准及び実施に向けた定期的な再考、④批准条約の適用報告から生じる問題、⑤批准条約の廃案のための提案。

日本は、この条約を1976年に批准したが、委員会を設置したのは2001年で、その間条約上の義務を果たしてこなかった。「三者構成主義」を実質ないがしろにするILOの基本原則侵害の対応をとり続けたのである。

この経緯からも明らかのように、条約が設置を義務付けている政・労・使三者委員会は、日本式「三者構成主義」の似非を暴いているのだが、他の審議会などの構成を改革する動きは、労側にもない。

8. 財政負担への高い期待、しかし活動評価では？

財政面で日本への期待を一気に高めたのは、1977年のアメリカのILO脱退に伴う深刻な財政危機であった。当時、アメリカの財政負担割合は25%を占めており、脱退のILO財政に与えた影響は甚大で、大幅な事業削減と230人もの人員整理が余儀なくされた。アメリカの脱退は、2年3月間続いたが、その間のみならずその後も続いた財政危機の中で財政分野での日本の存在感は増した。80年代からアメリカに次いで2位の位置を一貫して占め、特に1999年から2006年は20%前後でアメリカの22%に迫る高負担で、財政的な貢献度は著しいものであった。しかし、ILO活動全般にわたる影響力の拡大にまで及んだかと問えば、肯定的な反応は乏しかったといわざるをえない。

ILO活動の要は、国際労働基準の設定にどれだけ貢献しているか、国際労働基準を示すILO条約・勧告をどれだけ尊重遵守しているか、にあることは疑いのないところである。この点に関する日本の貢献度と実施状況は、他の先進工業国と比較して優れているとはとてもいえない。新たな基準設定に否定的な立場を取ったりその水準を低めようとする役割を果たしたりしたことは度々あり、実施の面でも批准条約数は少なく違反状態を指

摘され改善勧告を受けたことも多い。こうしたことでは、財政的な貢献が高くとも国際機関の中で尊敬を集め影響力を増すことにはならない。

9. グローバル化の進展と「新宣言」

1989年のベルリンの壁崩壊に象徴された東西冷戦構造の終焉は、経済のグローバル化を決定づけた。単一市場化した世界市場で、「市場原理主義」を標榜する新保守主義勢力が跋扈し「弱肉強食」が蔓延の中で、著しい労働の劣化がもたらされ、格差の拡大が顕著となった。取り残された地域の「社会的弱者」の多くは生存すら脅かされる状況となった。この動向に対してILOは、「フィラデルフィア宣言」に匹敵する重要な意義を持つ「新宣言」として、1998年第86回総会で「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」を採択した。フォローアップ手続きを伴ったこの「新宣言」は、全ての加盟国に対して中核的労働基準（CLS）と位置づけられる次の4分野8条約の尊重遵守を義務づけた。①結社の自由と団体交渉権：第87号および第98号条約、②強制労働の禁止：第29号および第105号条約、③児童労働廃絶：第138号および第182号条約、④平等・反差別：第100号および第111号条約、である。CLSの実施を通じグローバル化の負の側面の克服を追求したのである。加盟国の大多数が8条約を批准している中で、日本は残念ながら第105号と第111号の2条約を未だ批准していない。両条約とも人権保障に深く関わる内容を伴うもので、日本への国際的な評価にも関わることから政府内特に厚労省に早期批准をすべきとの意見があるようだが、経済団体に根強い反対論もあり実現に至っていない。

10. ディーセント・ワークに背を向ける経団連

「新宣言」に引き続いて、ソマビア事務局長は、1999年6月就任後初の総会に提出した事務局長報告で、21世紀のILOの目標を「全ての人にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を確保すること」を提案した。次の4つを戦略的目標に設定し、その実現をILO活動の柱としたのである。①基準ならびに労働における基本的原則および権利の推進、②男女が共に人並みの雇用と

収入を確保できる機会の拡大、③全ての人に対する社会的保護の拡大とその実効性の向上、④政・労・使三者構成主義と社会対話の強化、である。次いで2002年、ILOは「グローバル化の社会的側面に関する世界委員会」を組織し、ノーベル経済学賞受賞のスティグリッツ教授をはじめ各界から26人の「賢人」をメンバーにしてグローバル化の負の側面を如何に克服するか研究・提言を行った。このILOの基本姿勢と取り組みは2008年リーマンショックのもたらした甚大な打撃の克服（「公正なグローバル化」を目指す取り組み）に引き継がれたが、残念ながら、これらの提言を日本で実践していくことは極めて困難と思われる。

その大きな要因の一つに経営者側の姿勢がある。ILO再加盟を目指し結成されその実現に大きな役割を果たした日本ILO協会が、ILO活動を日本に定着・拡大していくために引き続き組織を維持し活動を推進しようとした時、経営者側は再加盟という目的は達したので継続する組織も活動も必要なしとして脱退した。経営者側の脱退後も政・労と一部企業の加入によって60年にわたってILO理念の普及などの活動を展開してきた日本ILO協会が解散を余儀なくされた際も、私を含むILO理事経験者らが呼びかけILO活動推進日本協議会を新たに誕生させたが、厚労省やILO駐日事務所の支持・協力や連合など労働団体の参加があったものの、ILO活動に理解を示す何人かの使用者側の参加がありながら日本経団連への参加要請は拒絶された。

周知のように、CSR（企業の社会的責任）を求める声は全世界的に高まり、国連グローバルコンパクトにも、CLSはそのまま守られるべき基準として包含されている。にもかかわらず、軽視あるいは無視する姿勢が経済団体によって取られ続けられれば、社会対話を通じてディーセント・ワークの実現を追求する途は閉ざされることになる。

11. 不名誉な3事例とKaroshi・「札付き」案件

ILO100年の歴史の中で、日本の例が「初めて」という事例が3つある。この不名誉な事例は、①第1回総会の労働代表が資格審査で問題となり正式参加できなかったこと、②結社の自由に関する実情調査調停委員会（『ドライヤー委員会』）の発動、③ILO/UNESCO

の「教員の地位に関する勧告」の不適用に関する勧告適用専門家委員会（CEART）による実情調査の実施（2008年）である。これらは、ILOの設立当初から結社の自由をはじめとする諸原則が、日本において尊重遵守されてこなかったことを示すものである。

私が理事を務めた時を含め、日本がILO条約不実施などの審査・議論で問題とされたのは、とりわけ男女の賃金格差に現れたジェンダー差別問題と、公務部門労働者の労働基本権問題、そして長時間労働問題である。日本は労働時間に関する条約は一つも批准していない希有な国である。であるから条約不実施で審査がされるわけではないが、労働時間に関する討議がなされる時に「悪しき例」として登場する。「過労死（Karoshi）」が国際語となる不名誉がつきまとう。他の2つの問題も、問題が指摘され再三再四にわたり改善勧告がなされても一向に改善されない「札付き」ものになっている。

環境に関連したグリーン・ジョブの議論にしても、労働安全衛生にしても、日本の取り組みはそれ自体としては高い評価を受けている。この分野の貢献は誇り得るものであろう。しかし、環境も労安もジェンダー平等、基本権保障が前提であるから、議論がそこに至ると評価は変化する。まことに残念である。

12. ヨーロッパ重視に対し多様なアプローチを

アジア太平洋のように民族、言語、宗教、歴史などあらゆる面で複雑多様な地域においては、国際労働基準もそこに規定されている普遍的な価値を共有し実施を追求するにしても、その実現に至る道筋は一律同様にはいかない。多様なアプローチがあり得るし、むしろあらねばならない。ILOでは、よくいわれるように欧米的価値観と手法が絶対視され、それ以外は異端あるいは「後進」であるかのごとく扱われる傾向がある。時として独善とも思われるこの傾向は正されねばならないが、それは普遍的価値の共有を拒絶したり否定したりするものではない。画一的ではなく多様なアプローチを認め合うことが、普遍的価値実現をあまねくする近道でもある。日本にはそうした声のリーダーとしての役割が期待されているが、その役割を果たし得ていない。日本的な価値観と手法の押しつけと思われる場合がままある。それ

も基本的な原則の核にある普遍的価値に対する理解が未成熟であるからだ。「多様なアジア」を強調するがゆえに尊重遵守すべき原則を見失う危険が常にあり、未成熟さの克服に努めつつ多様性実現へのリーダーシップ発揮を望みたい。

むすび

私とILOとの出会いは、早稲田大学第一法学部労働法研究会（『労研』）において中山助教授（当時）が「ドライバー委員会勧告」全文を翻訳し、ILO87号条約批准および日本の労働法制とりわけ官公労働法制の改革に重要な役割を果たしたことに触れたことにあった。当時の「労研」は佐藤昭夫助教授（当時）の指導も受けていて、先生の労働法学への真摯な態度と常に労働者の立場に立つ姿勢は、敬服すべき確固たるものであった。後に国鉄民営化に伴う国労組合員に対する差別を「国家的不当労働行為」として断罪し、主任弁護士として裁判闘争に取り組んだことは、そのことを如実に示した。

その裁判闘争の一環でILO結社の自由委員会に関連して私が証人に立つことになった。その打ち合わせの際に先生は、「組織の論理にだけ縛られることなく、個人の尊厳を大切に判断することも忘れてはならないことと思う」と、静かに言われた。労働側の一員として組織的判断のもとに活動していた私には忘れがちであったことで、現に組織的判断の下で結果して踏みにじられた個人の尊厳は多々あった。結社の自由の原則すらも、少数であるが故に、多数の立場を尊重しその面子を守るために、蹂躪された事例もある。先生の教えを大切に「先生だったらどうするだろう」と考えつつ、今後も活動を続けていきたい。

この小論をまとめていた最終段階で、一つの朗報が届いた。衆参両院で「国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議」が満場一致で採択されたとのことである。中核的労働基準の完全批准・適用が盛り込まれ、ディーセント・ワークの実現に向けてSDGs促進をガイライダー事務局長提起の「仕事の未来」に触れつつ述べていることは、大きな一歩である。このことを機会に、私がこの小論で述べたいいくつかの問題点の解決につながることを期待したい。

第108回ILO総会に参加して

逢見 直人
(連合会長代行)

はじめに

創立100周年を記念する第108回ILO総会は、2019年6月10日から21日まで、ジュネーブで開催された。総会には日本を含む187加盟国から約6,300人の政府、使用者、労働者の代表に加え、多数の国内・国際非政府組織（NGO）のオブザーバー、国家元首・政府首脳級の出席があった。私は、日本の労働者代表団の団長として、この総会に参加する機会を得た。この総会で、私は全体会議への出席を中心に、労働側の全体会合、仕事の未来に関するテーマ別会合などに出席し、その合間に、連合と関係が深い各国の代表団やGUFsとの直接対話などを重ねてきた。私にとっても、連合の国際活動を考える良い機会になった。改めてILOのこれまでの役割を確認し、これからのILO、さらには、連合の使命について私見を述べてみたい。

1. ILOがこれまで果たしてきた役割

ILOは1919年に、ベルサイユ条約によって国際連盟と共に誕生した。第1次世界大戦の反省から生まれたILOであるが、その背景には、平和を確保するにあたり、社会正義の重要性が強く認識されていた。また、世界経済の相互依存性及び市場を求めて競争する国々の労働条件の差異を縮小するための協力の必要性についても理解が深まりつつあった。こうした考えを反映し、ILO憲章前文は以下のように述べている。

1. 世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる。
2. そして、世界の平和及び協調が危くされるほど大きな社会不安を起すような不正、困苦及び窮乏を多数の人民にもたらす労働条件が存在し、且つ、これ

らの労働条件を改善することが急務である。

3. また、いずれかの国が人道的な労働条件を採用しないことは、自国における労働条件の改善を希望する他の国の障害となる。

憲章前文に列挙されている以下の改善分野は、今日の状況にも当てはまる。

1. 1日及び1週の最長労働時間の設定を含む労働時間の規制
2. 労働力供給の調整、失業の防止、妥当な生活賃金の支給
3. 雇用から生ずる疾病・疾患・負傷に対する労働者の保護
4. 児童・若年者・婦人の保護
5. 老年及び廃疾に対する給付、自国以外の国において使用される場合における労働者の利益の保護
6. 同一価値の労働に対する同一報酬の原則の承認
7. 結社の自由の原則の承認
8. 職業的及び技術的教育の組織並びに他の措置による改善

1944年に採択されたフィラデルフィア宣言では、「労働は商品ではない」、「一部の貧困は、全体の繁栄にとって危険である」といったILOの基本目標と基本原則が再確認された。そして、国際条約によって、1日8時間労働、母性保護、児童労働に関する法律、さらに職場の安全や平和的な労使関係を推進する一連の政策といった産業社会の画期的な成果を生み出してきた。

1946年、ILOは新たに設立された国際連合と協定を結んだ最初の専門機関となり、創立50周年にあたる1969年にはノーベル平和賞を受賞した。経済のグローバル化が進む中、

1998年に「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」を採択し、①結社の自由と団体交渉権の効果的な承認、②強制労働の禁止、③児童労働の撤廃、④雇用及び職業における差別の排除を基本原則と定め、加盟国はそのその尊重、促進、実現に向けた義務を負うとし、対応する中核8条約については未批准の場合でも、原則の推進に向けた努力を求めている。

2008年のILO総会では「公正なグローバル化のための社会正義に関するILO宣言」を採択した。この宣言は、進歩と社会正義の達成を支援するというILO憲章に体现された価値と原則の上に立ち、ディーセント・ワーク課題を通じて、この目標を進めることへの支持を宣言したものとなっている。世界は、2008年のリーマンショックで大きな金融経済危機に瀕した。2009年の第98回総会では、「危機からの回復 グローバル・ジョブズ・パクト」を採択した。この政策文書は、国際的な金融経済危機が社会と雇用にもたらす影響に鑑み、投資、雇用、社会的保護を中心とする生産性のある回復を促進すべきことを宣言したものとなっている。このように、ILOは100年の歴史の中で、時代の節目、節目で重要なメッセージを発してきた。

2. ILOと日本

日本は、ILO創立時からの原加盟国の1つである。しかし、当時の日本の労働状況は、治安警察法によって労働者の団結権、ストライキ権は事実上封じられ、労働組合法は、1945年の第2次世界大戦終結まで制定されることはなかった。

ILOが創立された1919年当時の日本は、米価が5年前の3～4倍に跳ね上がるなど生活難が国民生活を襲い、米騒動や労働争議が全国で相次いでいた。9月17日、1万6千人もの人が働いていた神戸の川崎造船船本工場でサボタージュ闘争が発生した。生活苦に対応した賃上げを求めるものであったが、松方幸次郎社長は「8時間労働制と賃上げ」を実施すると発表した。わが国最初の「8時間労働制」の実施である。この年10月にILO第1回総会がワシントンで開催され、8時間労働制を規定した「第1号条約」が採択された。松方社長が「8時間労働制」の実施を決めたのは、第1号条約の採択にあったことは想像に難くない。これは先駆的な例だが、日本の労働時間法制は、国際水準には到底及ばな

いものであった。1911年に公布された工場法は、財政難から施行までに5年もかかり、2組以上に分かれた交替制労働の深夜業には禁止規定が適用されなかった。それでもILOで、女子及び年少者の深夜業禁止が取り上げられたことから、1923年に工場法が改正され、深夜業を午前5時までとし、二交替制による猶予期間を1929年6月末とした。わずかな前進ではあったが、ILOの原則が工場法改正を促した。

戦時体制に突入した日本は、1933年に国際連盟を脱退し、国際社会から孤立することになったが、その時にILOも脱退した。日本がILOに復帰したのは、1956年のサンフランシスコ講和条約発効後のことである。その後は、日本はアジアの先進国として、ILOの活動に積極的に参加してきた。政府は常任理事国のポストを現在まで継続している。労働側も、1957年から原口幸隆、塩路一郎、田中良一、丸山康雄、伊藤祐禎、中島滋、桜田高明の諸氏が理事職を務めてきた。現在は郷野晶子氏が正理事を務めている。日本は2019年時点で、ILOの通常予算に対して9.684%の分担金を拠出している。これはアメリカ(22%)に次ぐ2番目の高さである¹⁾。このような財政負担の割には、ILO職員に占める日本人の割合は低い。また、日本は、ILO条約(190)のうち批准しているのは49に過ぎず、先進国の中では低いほうに位置する。とりわけ中核8条約のうち、2条約(105号、111号)が未批准であることは、国際社会からも批判がある。公務員の労働基本権についても、これまで10回にわたる勧告が出されているが、前進の兆しは一向にない。

3. 第108回総会における「暴力・ハラスメント条約(第190号)」の採択

今回の総会の成果は、「暴力・ハラスメント条約(第190号)」及び同名の付属する勧告(第206号)、「仕事の未来に向けた宣言」(ILO100周年記念宣言)が採択されたことである。

「190号条約」は、仕事の世界における暴力とハラスメントが「人権侵害または虐待となり得、平等な機会に対する脅威であり、許容できず、ディーセント・ワークと相容れない」と認識し、加盟国に対しては「全く容赦しない一般的な環境」を促進する責任があることに改めて注意を喚起している。「190号条約」は、契約上の地位にかかわらず、あらゆる労働者及び従業員を保護すること

を目指し、これには研修生やインターン、見習い実習生、雇用契約が終了した労働者、ボランティア、求職者、求人広告への応募者なども含むものとしている。さらに、「使用者の権限、義務、責任を行使している個人」も暴力やハラスメントの対象となり得ることを認めている。暴力やハラスメントの発生場所に関しては、基準は職場のみならず、労働者がそこに存在することによって支払いを受ける場所や休憩場所、食事休憩を取っている場所、洗浄・衛生設備や更衣設備を用いる場所、出張中や研修中、行事・社交活動中、情報通信技術（ICT）経由の場合を含む、仕事に関連したコミュニケーションの過程、使用者の提供する宿泊設備、通勤中も含むものと規定している。また、第三者が関連する場合もあることを認めている。

世界各地でハラスメントの根絶が叫ばれる中、ILO創立100周年の記念総会において、ハラスメントに特化した初めての国際条約が採択されたことは、歴史的な成果として大いに評価したい。

連合は、この条約採択を受けて、今後日本政府に対し、国会における条約採択の報告・批准と、そのための禁止規定を含めた国内法のさらなる整備を求めるとともに、あらゆるハラスメントの根絶に向けた取り組みを展開していく。

4. 「仕事の未来に向けたILO創立100周年宣言」

ILOの創立100周年という、この歴史的な機会にILO憲章（1919年）やフィラデルフィア宣言（1944年）などの歴史的な文書の重要性や価値を再確認したうえで、それにとどまることなく、ILOが新たな100年においても力強い歩みを進めていくための宣言が採択された。その意義は大変大きく、連合としても心から歓迎する。

「宣言」は、前文において、政労使三者の継続的かつ協調的な活動が、社会正義の実現、民主主義及び普遍的かつ恒久的な平和の推進のために必要不可欠であること、社会対話が社会の全体としての結束に貢献し、十分に機能し生産的な経済にとって極めて重要であるとの認識を再確認した。そして、ILOのすべての政労使構成員に対し、社会正義などの達成のための揺るぎない社会契約の再認識と活動の再活性化を呼び掛けるものとなった。さらに、総会にILO事務局長報

告として提出された「仕事の未来世界委員会報告書」の内容も踏まえ、仕事の未来を人間中心のアプローチで実現するためにILOおよび加盟国政労使がとるべき行動を盛り込んでいる。

宣言では、ILOが今後力を振り向けるべき点として以下のものを挙げている。◇持続可能な発展に寄与する仕事の未来への公正な移行、◇ディーセント・ワークと持続可能な発展を達成するための、社会対話の利用を含む、テクノロジーの進歩と生産性の向上の最大限の活用、◇全ての労働者の職業人生を通じた技術、能力、資格の獲得の推進、◇若年者にディーセント・ワークの機会を創出することを目的とした有効な政策の立案、◇高齢労働者に就業機会を利用しながら選択を広げ、活動的な加齢を可能にする方策の支援、◇包摂的で持続可能な成長を要素とする労働者の権利の促進、◇男女の同一労働に対する同一の賃金を含めた平等な機会、参画および待遇の保証、◇障がい者やその他の被害を受けやすい人々のために仕事の世界において平等な機会と待遇の保証、◇中小零細事業、協同組合、社会的連帯経済における起業や持続可能な企業を可能にする環境の推進、◇質の高い公共サービスの供給者である公共セクターの役割支援、◇労働行政と監督の強化、◇国内およびグローバルサプライチェーンにおけるディーセント・ワークの推奨、◇強制労働および児童労働の廃絶、◇インフォーマルからフォーマル経済への移行の推進、◇適切で持続可能かつ仕事の世界の発展状況に適応した社会的保護システムの強化、◇国際移民労働に関連した業務の更なる掘り下げ、◇政策の一貫性強化を念頭に置いた多国間システム内での取り組みと協力の強化。

宣言について、ガイ・ライダーILO事務局長は、「仕事の未来とはすなわち私たちの組織の未来であり、今日採択したものは行程表、この組織の未来において私たちを前進に導く羅針盤」と評した。

ILOが「100周年宣言」を採択した今年、連合も結成30周年を迎える。これを機に「連合ビジョン」を取りまとめたところである。連合は「私たちが未来を変える」決意を新たにし、「働くこと」を軸とすることに加えて「持続可能性」と「包摂」を運動の基底に置き、ディーセント・ワークを実現していく取り組みを、国内のみならず世界各地にお

いても、力強く推進していく。

5. 第108回総会における代表演説

私は、2019年6月17日午前10時25分から5分間にわたって、日本の労働者を代表して演説を行った。そこには、ILO100周年への敬意と期待を込めた思いを凝縮したつもりである。最後に、その演説原稿を掲載しておく²。



写真上は、第108回ILO総会(於 パレ・デ・ナシオン)本会議場での演説。

写真下は、ILO総会議長主催レセプションでガイライダー事務局長との談笑シーン。

ご列席の皆様、ありがとうございます。日本の労働者を代表してこの記念すべき100周年記念総会で演説の機会をいただき、大変光栄です。

我々は仕事の未来世界委員会報告書を、前事務局長のソマビア氏によるディーセント・ワークの提唱に続く、歴史的な文書として歓迎し評価いたします。特に、普遍的な労働諸権利の保障の確立、社会的対話を通じた公共財としての労働者と使用者の集団的利益代表の再活性化の提唱は注目に値します。加えて、労働組合として、私たちは公正で公平な仕事の未来のため、社会契約の再活性化させるための提唱を高く評価しています。我々は、それが今後の我々の運動の発展のための深遠で心強い後押しになると信じています。

今年の結成30周年の機会に、連合は最近、「連合ビジョン」を今後の中長期的な運動の「羅針盤」として策定しました。連合は、「働

く」ことに加え、「持続可能性」と「包摂」を軸に置き、働く人一人ひとりの尊厳と暮らしを守り、地域社会へつなぎ、社会と経済の活力を創り出します。我々は、将来どのような変化が起ころうとも、我々の未来をより明るいものに変えることができるのは、我々自身の意思であるという決意を強調いたします。我々は、さまざまな課題を解決するために社会対話をより包摂的にし、人間中心の持続可能な労働と社会を実現するために最大限の努力をしていきます。

誰もがより明るい仕事の未来を望みながらも、それに至る道のりは単純ではないでしょう。100周年のこのときをとらえ、ILOとその構成員はそれぞれの決意を新たに、未来を変えるために行動を起こすべきです。この点に関して、我々は、他の歴史的な文書とともに、「ILO100周年宣言」が、ILOがその次の世紀に力強い一歩を踏み出すための推進力となることを強く期待いたします。

日本では、男女平等は依然として遅れており、さまざまなハラスメントが残っています。このような状況を改善するために、日本は最近、女性活躍推進法の改正法などの法律を制定し、その対応策が導入されました。課題は依然として残っていますが、ハラスメントのない社会の実現に向けた着実な一歩として期待するものです。各国における暴力と嫌がらせの根絶を効果的に促進することに資する新たな国際労働基準を設定する取り組みは、まさに未来を変える行動です。我々は、この総会が勧告で補足される条約を採択することを強く希望いたします。

我々は、世紀を超えてその確固たる普遍性を達成してきたILOの使命、任務、そして価値は、ILOにとって新しい世紀において揺らぐことのないものであると確信しています。ILOの100周年を心から祝い、演説を締めくくります。

ご清聴ありがとうございました。

1 今回の総会で2020-21年の日本の分担率が8.568%に引き下げられ、3位となることが決定した。2位は中国で12.01%となる。

2 第108回ILO総会の討議資料や議事録、採択文書、投票結果などは、総会のウェブサイトで見ることができます。筆者の演説(英語)も録画動画で見ることができます。<https://ilo.cetc.stream/2019/06/17/mr-ohmi-workers-delegate-japan/>

もう一つの統計問題-「99.8%」に潜む統計未整備-

さて、霞が関の人事の一環で、連合総研の主任研究所であった出口、飯郷両氏がそれぞれ内閣府、厚生省に帰任され、新たに岡本、尾崎両研究員を連合総研に迎えました。もう20年近くも前になりますが、出身の産別の本部に着任した頃、先輩諸氏からよく聞かされたことに「調査なくして運動なし」という言葉があります。

昔から「調査労連」と言われていたほど調査をよく行っていた産別でしたし、産別本部での最初の仕事が調査研究部門の責任者であったこともあり、伝統の重みをご存知の先輩諸氏から「しっかりやれ」との叱咤激励も多く含まれていたのかもしれませんが、いずれにしても労働運動にとって、労働の現場で起こっている課題がどのような実態にあるのか把握することは重要であり、対面活動はもちろんのこと、アンケート調査などの大量観察などによって実態を把握して運動を組み立てています。

労働運動の場合でもそうですが、政府の政策立案や国会で論議を行う立法ともなると、その政策決定や法案提案に至る実態把握や立法事実が格段に重要になります。政府のほうも最近、証拠に基づく政策立案EBPM (Evidence-based Policymaking) ということをさかんに標榜していますが、残念ながら今年の春先にはいわゆる統計不正問題が発覚しました。

その影響もあり、毎年10月に発行されている厚生労働白書は年を跨いだ今年の7月の発行となりました。連合総研でも今回の統計不正問題は間接的に影響がありました。

連合総研では毎年10月に連合総研の研究員諸氏が分担執筆して「連合総研 経済情勢報告」を刊行しています。「連合総研 経済情勢報告」は経済社会研究委員会(主査:吉川洋 立正大学学長)での論議をベースに、マクロ経済の分析を中心に連合総研としての視点で経済社会の状況を取りまとめているのですが、統計不正があったとされた「毎月勤労統計」は国民経済計算にも組み込まれた基幹統計ですので、マクロ経済の分析に不可欠です。毎勤統計が公表延期や遡っての訂正が行われたことで、連合総研の研究員諸氏の「連合総研 経済情勢報告」執筆にも少なからず影響が出ています。政府統計は様々な分野に影響を与えることを実感しています。

そして、今年度版の「連合総研 経済情勢報告」のテーマの一つが高齢者の働き方です。

連合総研内の事務局会議で、執筆担当の研究員に課題提起をしたのが今回小稿で取り上げる「もう一つの統計問題」

です。

それは高齢者の雇用確保措置をめぐる統計です。

遅れた発行された「平成30年版厚生労働白書」にも、高齢者雇用安定法による雇用確保措置の状況として、「2017(平成29)年6月1日現在、31人以上規模企業の99.7%で、①65歳までの定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、又は③定年の定め廃止のうちいずれかの措置を実施済みである。」との記述があります。

この記述のベースになったのは厚生省が毎年発表している「高齢者の雇用状況」集計結果で、前述の厚生労働白書の発行と前後しますが、昨年11月に2018年6月1日現在の状況が公表されています。それによると、「雇用状況を報告した従業員31人以上の企業156,989社における高齢者雇用確保措置の実施済企業は156,607社、99.8%」とあります。しかし、この「99.8%」には、統計に表れない統計未整備という課題が2つあります。

一つは30人以下の企業に働く労働者(定年制が適用される無期雇用労働者)の雇用確保に関する統計がないこと、もう一つが定年制の適用がないと思われる労働者(無期雇用ではない有期雇用労働者)に関する雇用確保に関する統計がないということです。

この二つの統計未整備は、筆者が労働政策審議会の委員をしていた2012年の高齢者雇用安定法改正審議の際にも政府に統計実施を要請していたのですが、その後統計が実施されたとは寡聞にして知りません。

30人以下の企業に働く無期雇用労働者はどれほどいるのか、また、60歳前後の有期雇用労働者はどれほどいるのか。2018年の労働力調査で調べてみると、前者は無期雇用労働者のうち「1~29人」区分ですが24.3%(887万人)、後者は「55~59歳」年齢区分の雇用者のうち、有期雇用労働者は女性で40.4%(90万人)、男性で14.2%(38万人)が該当するようです。

政府の公表値「99.8%」では見えない、4人に一人の中小零細企業で働く無期雇用労働者の実態や、高齢者雇用安定法の保護にかかりにくい高齢の有期雇用労働者の実態を速やかに把握するべきと思います。高齢者雇用の重要性が政府で論議されている昨今、大事な統計の整備が急がれます。

「調査なくして政策なし」

最近の書棚から

『検証・新しいセーフティネット —生活困窮者自立支援制度と埼玉県アスポート事業の挑戦』 現場実践の実証的検証から セーフティネット再編の方向と課題を描く



駒村康平・田中聡一郎 編
新泉社
定価2,500円(税別)

ネット再編の方向が簡潔に整理される。現代の困窮問題が社会的孤立など単に経済的困窮に対応すれば済むものでなく、最後のセーフティネットとしての生活保護にかかる負荷が高まっていること、生活保護制度は、生活保護を受給していない生活困窮者に対する支援や、引きこもり、社会的孤立など多様な困窮問題を予防する機能を持っていないことが指摘され、リーマンショック以降の第2のセーフティネットの拡充（基金訓練から求職者支援制度への発展や住宅支援給付、総合支援基金の貸付など）を経て、2013年の生活保護法の改正と生活困窮者自立支援法の制定（生活困窮者自立支援制度という新たな制度を創設し、生活保護制度との連携を図る）により、新たな困窮問題に対するセーフティネットの再編成の基本方向が定められたと分析する。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階での自立支援強化を図り、また生活保護を脱却した者が再び受給することがないよう、①自立相談支援②住居確保給付金③就労準備支援④一時生活支援⑤家計相談⑥子供の学習支援など、包括的な各種支援事業を行う。法自体は簡潔なものだが、多様な困窮問題を支援する各地域で対応できるように包括的かつ柔軟性を持った仕組みが意図され、自治体によって様々な困窮問題への対応として弾力的に活用されることが期待された。発足時は生活保護制度との役割分担の明確化が求められ、現に経済的困窮に陥っている者に支援対象者が限定されたが、2018年改正で社会的排除や孤立のような多様な困窮に直面している家族や個人に支援対象が拡大され、自立した日常生活、社会生活が送れるよう、包括的、予防処置を地域社会で取り組むという基本方向が定まったとされる。

第2部（データから見た生活困窮者像—埼玉県アスポート事業から）は、本書の白眉である。埼玉県アスポート事業は、生活困窮者自立支援法成立前の2010年から実施された生活保護受給者の自立に向けた支援事業であるが、就労支援・住宅支援・子供の学習支援の各分野で専門性をもつ支援員を県内全域に配置し、生活保護受給者の多様なニーズに応じて、マンツーマンで対応する総合的支援の体制が実践された。その基本的考え方、地域関係者との連携、現場での実践内容が具体的に叙述され、新たなセーフティネットのイメージが明確化される。そして、2012年までの実績データの分析やヒアリングにより、施策の成果についての実証的な分析がおこなわれ、現代の「生活困窮」とはどのような実態にあるのかが描き出されている。

新たなセーフティネットは、就労支援、住宅支援、子供の貧困対策・学習支援を、対象者の視点から総合的に組み合わせて再編されたものだが、それぞれの支援策はこれまでの積み重ねと実践をもつ。第3部（生活困窮者支援の歴史的経緯）では、それらの軌跡や各々の現状の課題を整理し、これらを総合化した困窮者支援制度の本来の性格を理解させてくれる。

第4部（生活困窮者支援の現状と将来）では、2015年にスタートした生活困窮者自立支援制度の実績を検証し、制度が定着していく課題について分析が加えられるとともに、2018年改正の評価と今後の展望が考察されている。

これからの社会的セーフティネットについて漠然とした不安を抱えている読者に、基本的な視座と現状の課題、方向性について、本書は多くの手がかりを教えてくれるだろう。

1990年代のバブル崩壊以降、20年を超える経済の低迷のもとで、格差・貧困の拡大、非正規労働者の増加など社会の分断と中間層の崩壊が進み、日本社会は大きく変化した。勤労者の実質所得は伸びが期待できず、将来の明るい生活の見通しがもてないどころか、長寿化の進展と大幅な財政赤字による社会保障の持続可能性への懸念、家族や地域社会の機能低下、過度の自己責任を強調する風潮のもとで、勤労者・老後生活者とも誰もが社会的孤立、貧困へ転落するリスクの不安が社会に蔓延しつつあるようだ。社会的セーフティネットをどう構想し、再編・強化し、人々の安心・信頼を高めていけばよいのか。

本書『検証・新しいセーフティネット—生活困窮者自立支援制度と埼玉県アスポート事業の挑戦』は、2000年代に展開した生活困窮者自立支援制度を軸として、その政策展開の経緯を整理するとともに、それに大きなてがかりを与えた埼玉県アスポート事業を実証的・具体的に紹介・分析することで、現代の「生活困窮」の実態を明らかにし、社会的セーフティネットの再編の道筋と現状、課題を提起している。

まず第1部（2000年代以降のセーフティネットの再編）で、セーフティ

中村 善雄
連合総研主幹研究員

高齢者による事故を減らすために 免許返納を促しつつ自動車がなくとも 利便性を維持できる地域社会へ再編を

6月号の「今月のデータ」では75歳以上の高齢者の起こす自動車による死亡事故について取り上げた。今回は高齢者と自動車関係第2弾で、運転免許の返納について取り上げる。

このところニュースで高齢者による運転操作のミスによる事故のニュースが頻りにテレビなどで流れるため、そうした事故が増加しているように感じているが、実は高齢者による事故件数は減少している、というデータを6月号では紹介している。ただし、事故全体がさらに減少しているため高齢者による事故の比率は上昇しており、やはり特段の対策は必要だ、というものだった。

で、今回は免許返納についてである。

高齢になり（他にも原因というか理由はあるだろうが）、自動車の運転が安全にできなくなったならば事故をおこさないためにも運転をやめるべきだ、ということについては総論としては多くの人が賛同するところだろう。一方難しいのは、運転をやめた場合生活ができなくなってしまう場合が多々あることである。そのため、本当はやめたほうがいいと思いつつも、多くの人が運転を続けることになる。この問題の核心であり、散々議論されてきていることでもある。

私事で恐縮だが、生まれ育った静岡の片田舎では、バスに乗るためにはバス停まで自動車まで送ってもらわなければならない。バス停が、あまりにも遠いのである。バスを利用するにはまず自動車が必要なのだ。もうどうにもならない。そのため80歳を越える母も、毎日車を運転している。

そこで図表2で静岡を見ると、まず一人当たりの乗用車台数はかなり高めだ。まあそうだろう。実家も3人で3台だ。一方、免許返納率が兵庫や神奈川並に高いのは意外な感じである。人口もそれほどではなく、特に公共交通が発達しているわけでもないからだ。調べ

てみると、本人の状況を良く知る「かかりつけ医」が免許の返納を促す仕組を独自に作っているようで、これが効いているらしい。

ではそういう仕組を全国で作ったらどうかといえ、そう簡単にはいかない。返納率が高いからといって、返納した後の生活が他県に比べて暮らしやすいかといえ、そういうことを実現する仕組ではないからだ。やはり、返納した後についても暮らしやすさをサポートできる仕組が求められる。

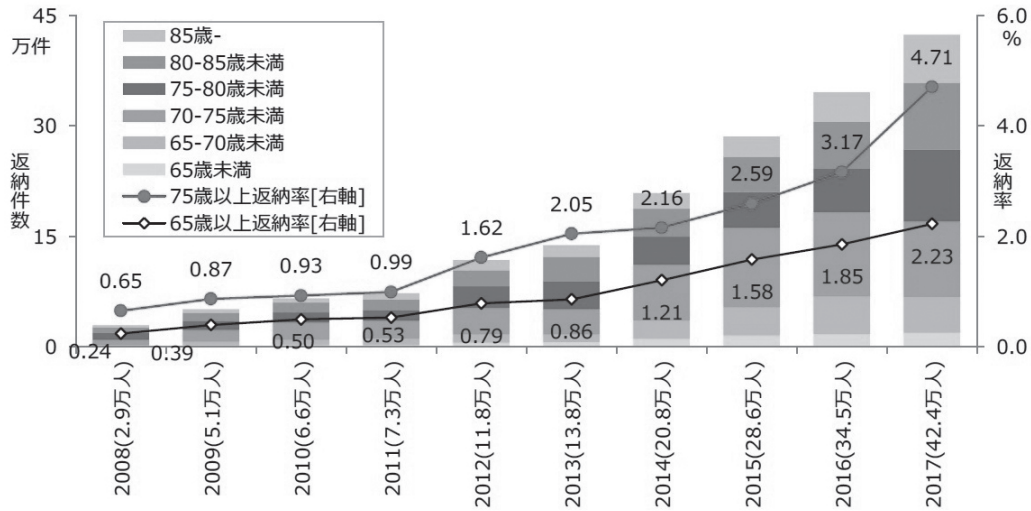
各県の返納率をみると、まあそうだろうなという結果である。けっして交通安全への意識の高い人が多い県が返納しているというわけではなく、人口も多く都市が広がり、公共交通も発達していそうところで返納率が多いだけである。つまり、自覚とか意識の問題ではなく、地域社会の仕組の問題なのである。

仕組といっても、公共交通の利用だけでは限界がある。わが静岡の実家付近がそうである。くり返しになるが、公共交通を利用するためには、自動車が必要な地域も多いのだ。自動車の存在を前提に拡散してしまった生活の範囲や動線を、自動車が存在しないことを前提とするものに再編成するなど、街づくりを根本的に変える必要がある。

そうした動きを後押しするため、また最近よく報道される悲劇的な事故を少しでも減らすために、まず静岡方式などを参考に返納率を高めつつ、同時に返納した人の生活への影響を極力抑える工夫を多面的に実施しながら、全体としては地域社会の再編成につなげていく。時間はかかるが、今の自動車社会をつくるのにだって時間と金とはとてつもなくかかった。同じように、根気よくやることだろう。

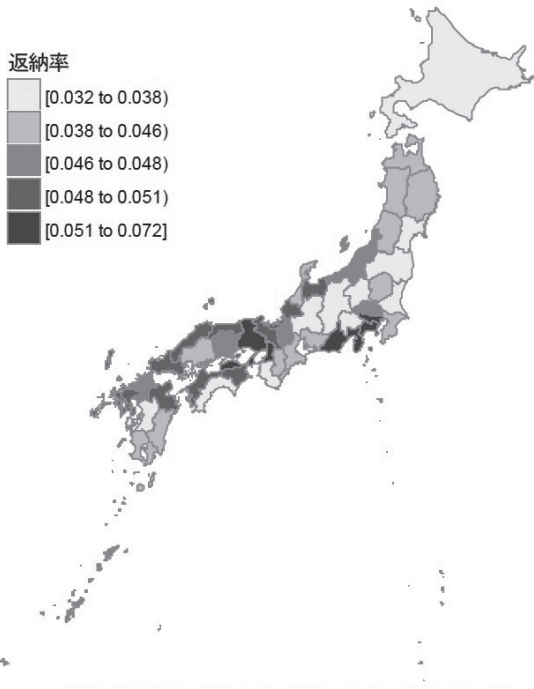
(主任研究員 浦野高宏)

図表1 免許返納件数と免許保有人口に対する免許返納率



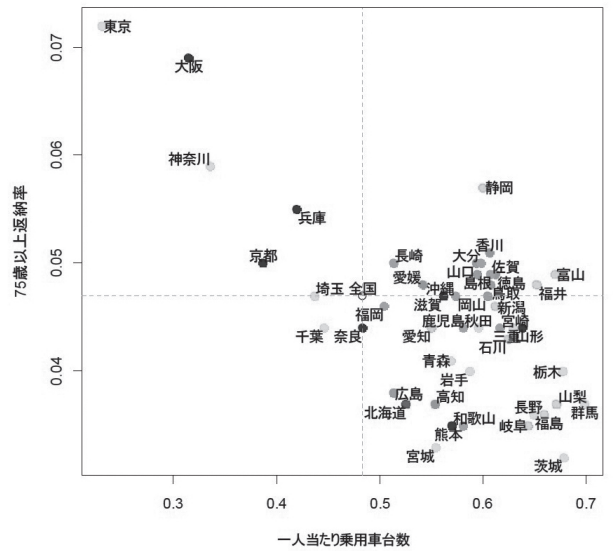
(注) 図表内の数字は、65歳以上、75歳以上の返納率
 (資料) 警察庁「運転免許統計」(各年)

図表2 都道府県別75歳以上返納率
 (免許保有人口あたり)



(資料) 警察庁「運転免許統計」(平成30年版)

図表3 一人当たり乗用車台数と75歳以上返納率



(資料) 免許返納率：警察庁「運転免許統計」、一人当たり乗用車台数：(一財)自動車検査登録情報協会「車種別保有台数表」総務省「人口推計」(2017年)

INFORMATION

【5月の主な行事】

- 5月7日 第10回コーポレートガバナンスと労働組合の役割に関する調査研究委員会
(主査: 呉 学殊 労働政策研究・研修機構(JILPT)副統括研究員)
- 8日 所内・研究部門会議
- 17日 第1回障がい者の更なる雇用促進と職場定着に向けた課題と方策に関する調査研究委員会 (主査: 眞保 智子 法政大学現代福祉学部教授)
- 22日 所内会議
- 23日 第1回一成果主義・賃金決定の個別化一賃金制度改革と集团的労使関係に関する調査研究
(主査: 北浦 正行 武蔵大学客員教授、日本生産性本部参与)
- 第1回経済社会研究委員会
- 27日 第2回「人生100年時代」長寿社会における新たな生き方・暮らし方に関する調査研究委員会 (主査: 今野 浩一郎 学習院大学名誉教授)
- 28日 第10回産業別労働組合の機能・役割に関する調査研究委員会
(主査: 中村 圭介 法政大学大学院教授)

【6月の主な行事】

- 6月4日 第1回今後の労働時間法制のあり方を考える調査研究委員会
(主査: 毛塚 勝利 労働法学者)
- 5日 所内・研究部門会議
- 6日 第10回キャリア形成への労働者及び職場組織の関与のあり方に関する調査研究委員会 (主査: 佐藤 厚 法政大学キャリアデザイン学部教授)
- 7日 第2回持続可能な発展に向けた事業承継をはじめとする中小企業の発展と労働者の労働条件向上に関する調査研究委員会
(主査: 黒瀬 直宏 特定非営利法人アジア中小企業協力機構理事)
- 11日 第9回ソーシャルアジアフォーラムを支援する会 (連合会館)
- 12日 所内勉強会
- 13日 連合事務局との意見交換会 (連合会館)
- 19日 所内・研究部門会議
- 21日 第1回外国人労働者の受け入れと社会的包摂のあり方に関する調査研究委員会 (主査: 山脇 啓造 明治大学教授)
- 25日 第11回コーポレートガバナンスと労働組合の役割に関する調査研究委員会
(主査: 呉 学殊 労働政策研究・研修機構(JILPT)副統括研究員)
- 27日 第2回経済社会研究委員会
- 28日 第2回障がい者の更なる雇用促進と職場定着に向けた課題と方策に関する調査研究委員会 (主査: 眞保 智子 法政大学現代福祉学部教授)

【職員の異動】

<退任>

出口 恭子 (でぐち きょうこ) 主任研究員 7月8日付退任
〔ご挨拶〕 連合総研在籍中は、多くの皆様から、あたたかいご指導、ご支援をいただきました。心より深く感謝申し上げます。

「働くこと」の意義や位置づけが、一人ひとりの生活や人生にとって、また、職場、社会全体にとって、これまでに大きく変わりつつあるなかで、「働くこと」について、さまざまな視点から、考え、学ばせていただきました。こうした貴重な経験を内閣府に帰任後も十分に活かせるように努めたいと考えています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

飯郷 智子 (いひごう さとこ) 主任研究員 7月9日付退任
〔ご挨拶〕 2017年7月に着任して以来2年間、大変お世話になりました。

キャリア形成や勤労者短観をはじめ、いくつかの研究会を担当させていただき、単組へのヒアリングなど貴重な経験をさせていただきました。

これも偏に多くの皆様の支え・ご協力があったからと、改めて感謝申し上げます。

今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

<着任>

岡本 直樹 (おかもと なおき) 主任研究員 9月9日付着任
〔ご挨拶〕 9月9日付けで内閣府より着任いたしました。長らく経済財政諮問会議の事務局で、骨太の方針や経済対策等の策定等をしていました。マクロ経済政策、金融・財政政策・税制等の企画立案に携わってきましたが、雇用問題は初めての経験です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

尾崎 美弥子 (おざき みやこ) 主任研究員 7月9日付着任
〔ご挨拶〕 厚生労働省から着任いたしました。これまで、自治体で保健福祉行政に携わった後、厚生省に戻って労働経済の分析、精神障害者の保健医療政策、安全衛生・労災補償行政などを担当してまいりました。「働くこと」「生活すること」という共通かつ永遠のテーマについて、厚生省とはまた違った切り口を連合総研で学びつつ、少しでも皆様のお役に立てるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

発行人/藤本 一郎
発行日/2019年8月1日
発行/公益財団法人連合総合生活開発研究所
〒102-0074
東京都千代田区九段南2-3-14
靖国九段南ビル5階
TEL 03-5210-0851
FAX 03-5210-0852

印刷・製本/株式会社コンポーズ・ユニ
〒108-0073
東京都港区三田1-10-3
電機連合会館2階
TEL 03-3456-1541
FAX 03-3798-3303

editor

ご覧のとおりこれまでになく短い編集後記である。12行というのは、新記録ではないか。というのも、これもまたご覧のとおり「主な行事」が2か月分ある上に(合併号のため)、新規研究委員会が一斉に立ち上がっ

ている。そのため各月なかなかのボリュームになっている。

若干の異動もあり、新しいメンバーも加えて新規の研究を始動した連合総研の今後の成果に、ご期待ください!。(オラオラですか)